

さぬき市男女共同参画プラン 後期計画

資料編

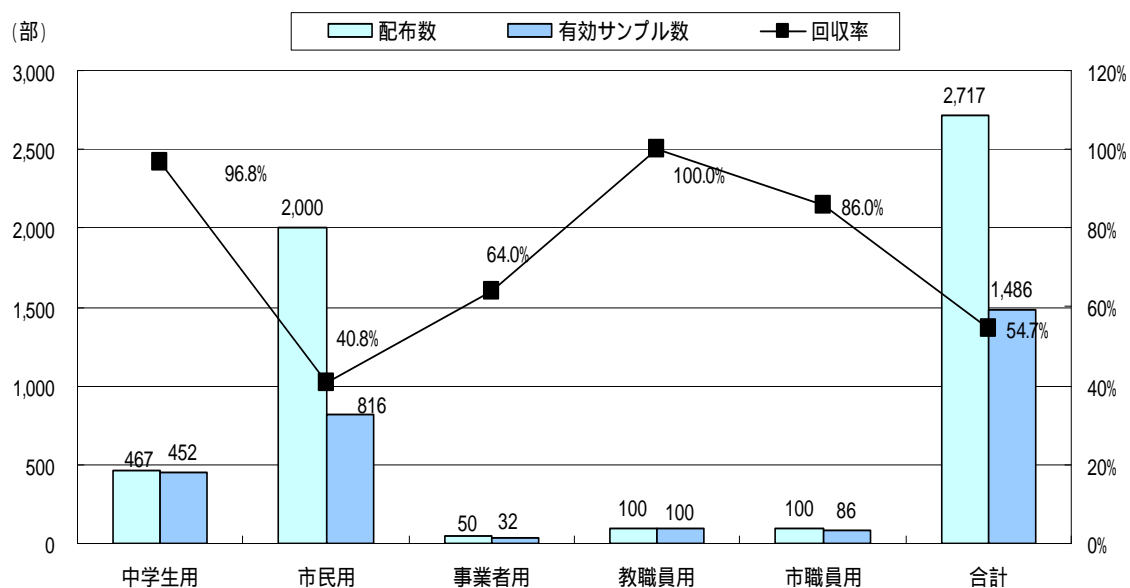
さぬき市男女共同参画プラン（資料編）

目 次

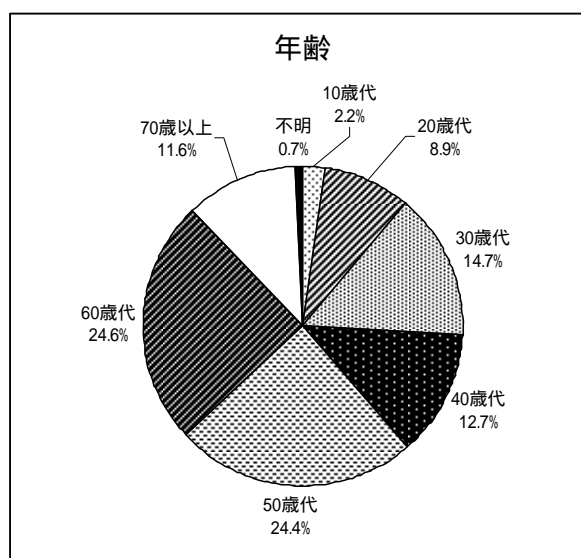
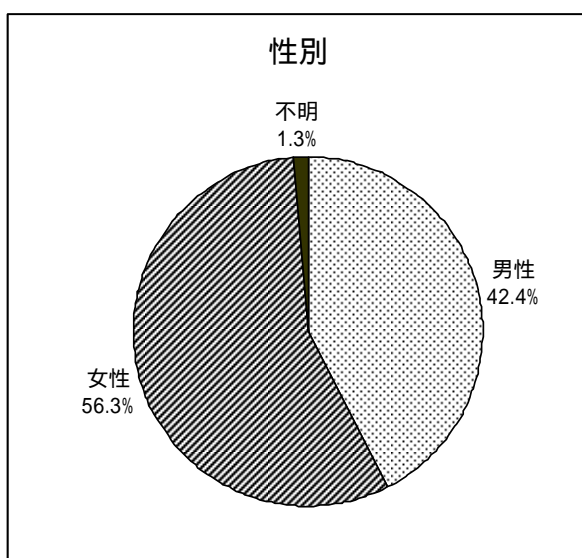
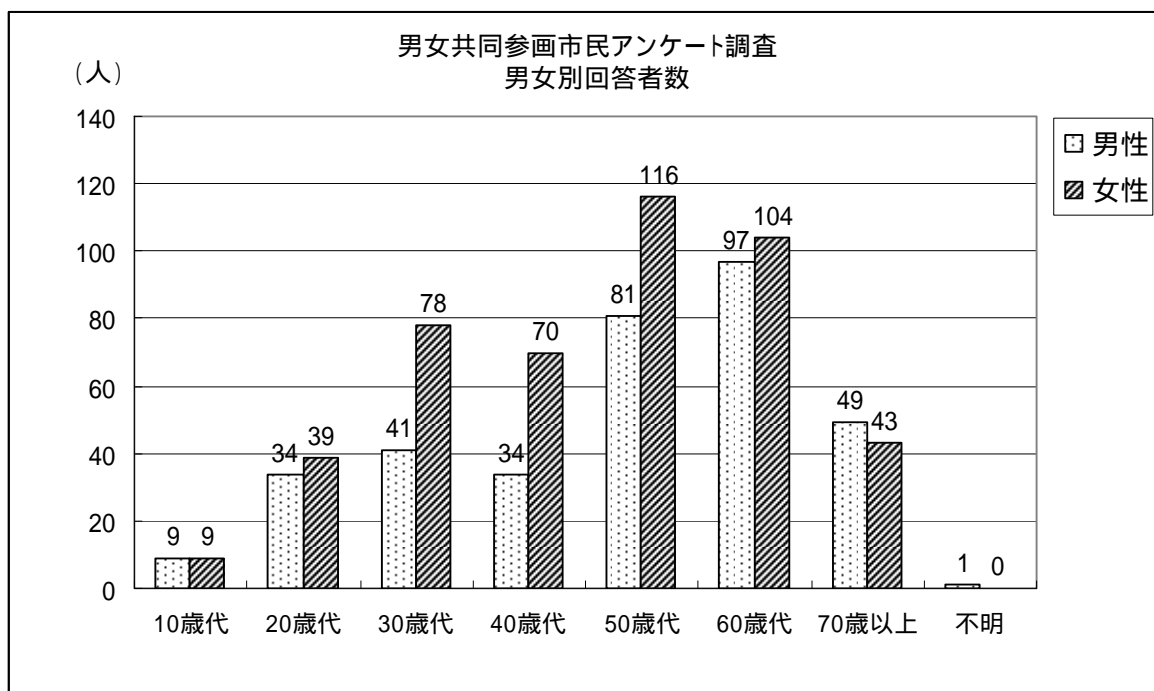
平成20年度さぬき市男女共同参画アンケート調査の概要	1 P
男女共同参画アンケート調査（市民）回答者数の内訳	2 P
さぬき市の人口・世帯の推移	3 P
図-1 さぬき市年齢別男女別人口	4 P
図-2 男女の平等感について（1）	6 P
図-3 男女の平等感について（2）	6 P
図-4 男女共同参画の視点からの現状に対する満足度	8 P
図-5 子どもの育て方について	8 P
図-7 男女平等の実現のために必要なことについて	10 P
図-8 男女の平等感について（中学生）	12 P
図-9 女性の人権が尊重されていないと感じること	12 P
図-10 女性の活躍分野の拡大への賛否について	14 P
図-11 女性の参画拡大を望む役職・活躍分野について	14 P
図-12 女性を管理職に登用する場合の課題	16 P
図-13 女性が仕事を持つことについて	16 P
図-14 市内事業者における年齢別・男女別・雇用形態別雇用人数	18 P
図-15 年例階級別 潜在的労働力率	18 P
図-16 職業について	20 P
図-17 家事の分担	20 P
図-18 地域活動への参加状況について	22 P
図-19 男性の家庭生活への積極的な参加のために必要なこと	24 P
図-20 高齢者の介護のあり方について	24 P
図-21 女性に対する暴力の経験や見聞き	26 P
図-22 職場においてセクシュアル・ハラスメントの有無	26 P
図-23 女性に対する暴力をなくすために必要なこと	28 P
図-24 セクシュアル・ハラスメント防止に向けての必要な取組	30 P
図-25 健康に過ごすために必要なこと	32 P
図-27 男女共同参画社会形成のために市が力を入れるべきこと	34 P
男女共同参画社会に向けての国内外の主な動き	36 P
男女共同参画社会基本法	42 P
香川県男女共同参画推進条例	49 P
さぬき市男女共同参画推進条例	53 P
さぬき市男女共同参画推進本部設置要綱	58 P
さぬき市男女共同参画推進協議会設置要綱	60 P
さぬき市男女共同参画推進協議会委員名簿	61 P
さぬき市男女共同参画プラン（後期）策定経過	62 P

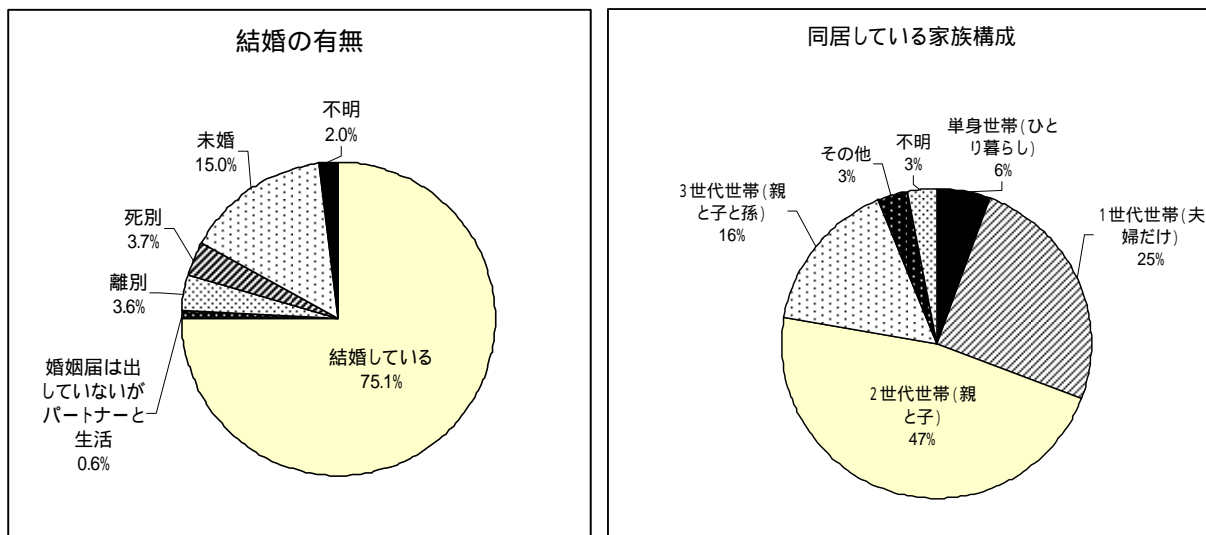
平成20年度男女共同参画アンケート調査の概要

対象	抽出と配布・回収	配布票数	有効回答数	回収率
中学生	市内の中学2年生全生徒に配布・回収	467	452	96.8%
市民	住民基本台帳により平成20年6月1日現在で、18歳以上75歳未満の市民を無作為抽出し、郵送により配布・回収	2,000	816	40.8%
事業者	市内の従業員数概ね30名以上の事業所から抽出し、訪問及び郵送により配布・回収	50	32	64.0%
教職員	市立小学校14校(60人)、中学校6校(40人)の各校に配布・回収	100	100	100%
市職員	市職員に各部を通じて配布・回収	100	86	86.0%
	計	2,717	1,486	54.7%



男女共同参画アンケート調査（市民）回答者数の内訳





さぬき市の人口・世帯の推移

(単位：人・世帯)

	総数			世帯数	一世帯当たり 人員
	男	女			
昭和 55 年	26,720	28,856	55,576	14,686	3.78
昭和 60 年	27,419	29,733	57,152	15,607	3.66
平成 2 年	27,606	29,998	57,604	16,887	3.41
平成 7 年	28,350	30,040	58,390	19,159	3.05
平成 12 年	28,132	29,640	57,772	19,728	2.93
平成 17 年	26,716	29,037	55,753	20,043	2.78
平成 20 年	26,063	28,373	54,436	20,433	2.66

(資料：国勢調査及び 10 月 1 日現在の常住人口)

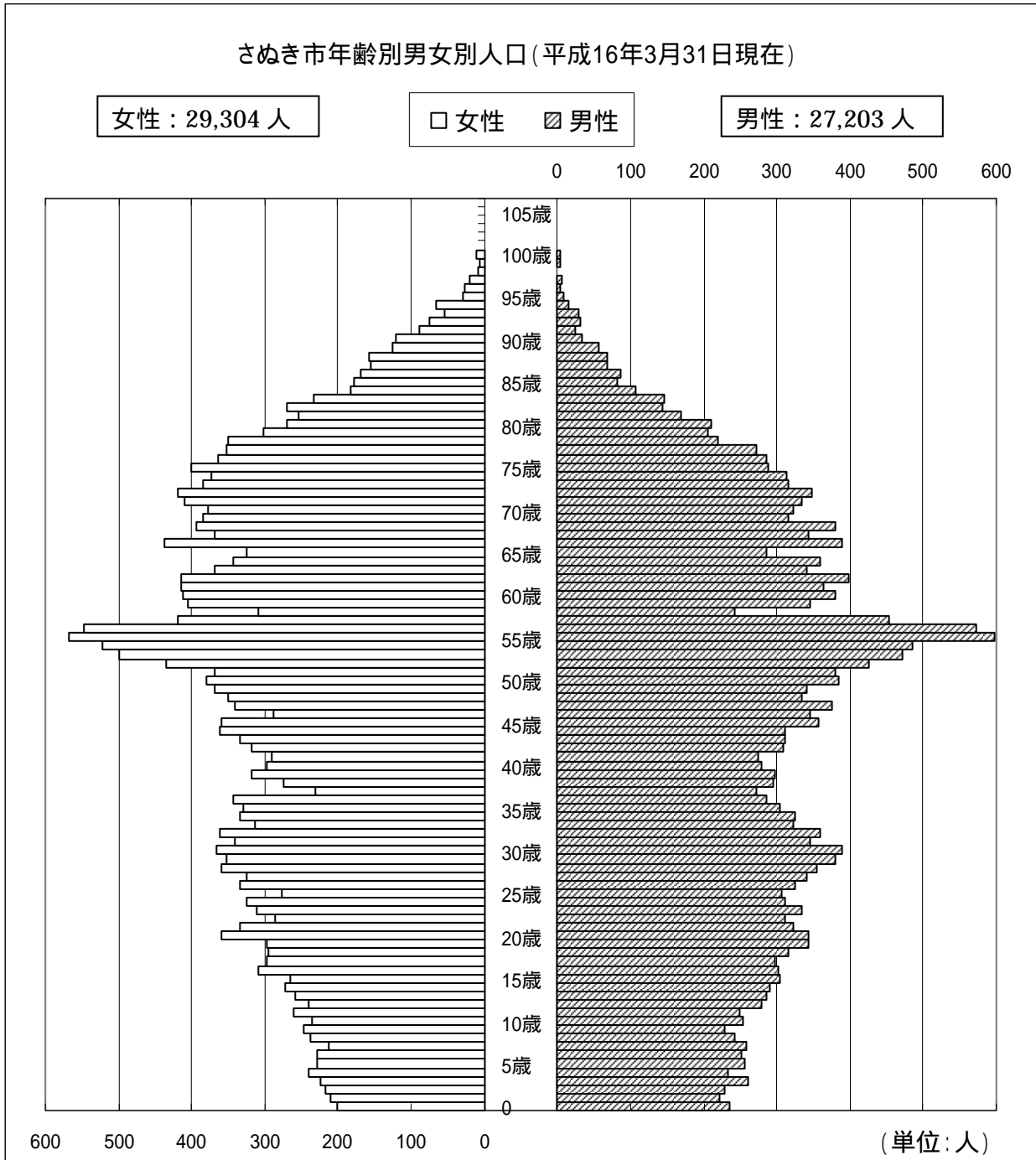
【さぬき市男女共同参画プラン（後期）資料編の構成について】

左ページは平成 15 年度に実施したアンケート調査結果、右ページは平成 20 年度の調査結果となっています。グラフはすべて前期プランに掲載されているものを抽出したもので、左右で調査結果を比較できるようになっています。

なお、平成 15 年度に実施したアンケート調査項目の中に、平成 20 年度では実施していない項目もあります。

男女共同参画アンケート調査結果（平成15年度）

図 - 1 さぬき市年齢別男女別人口（資料：住民基本台帳）



男女共同参画アンケート調査結果（平成20年度）

図 - 1 さぬき市年齢別男女別人口（資料：住民基本台帳）

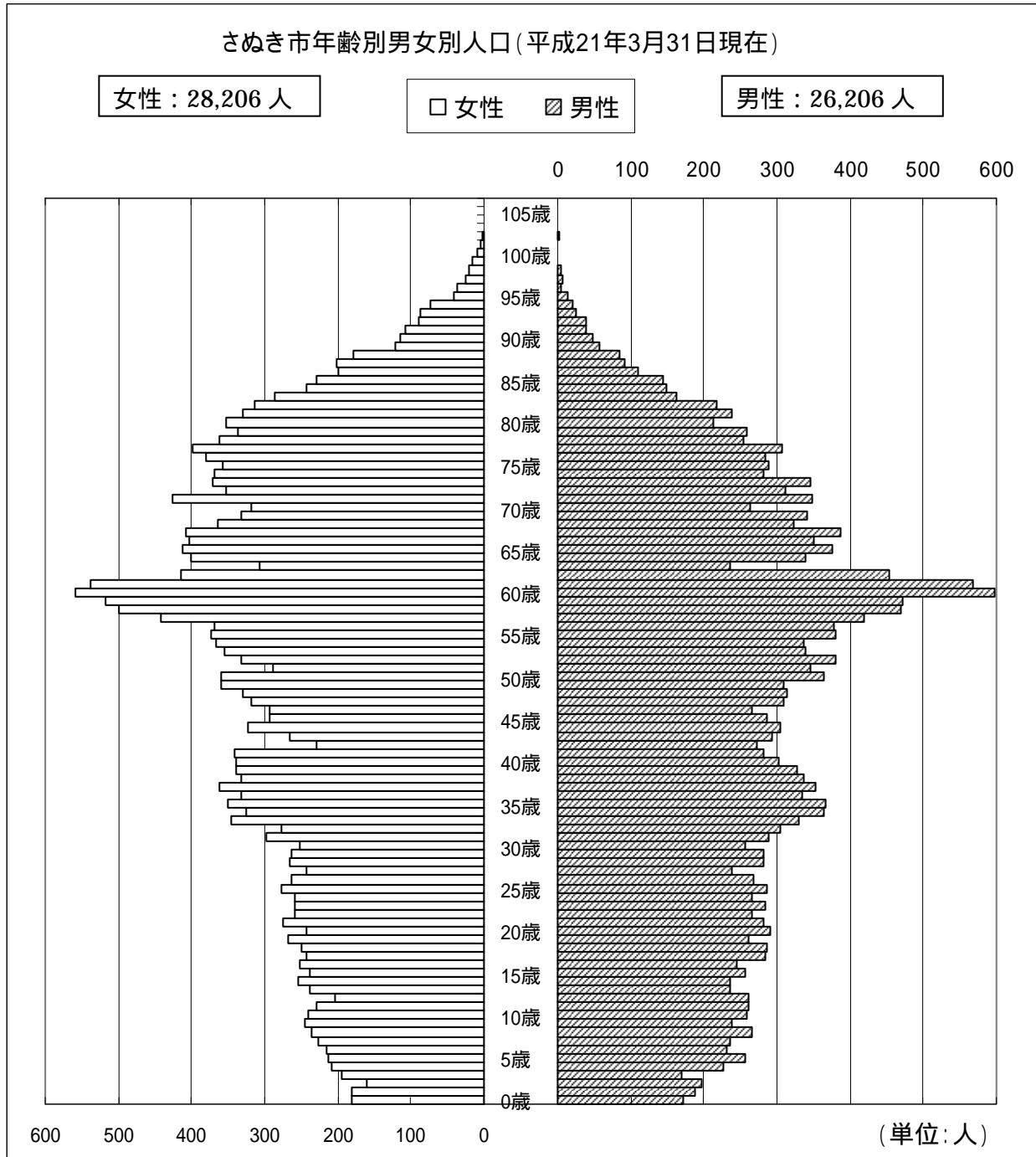


図 - 2 男女の平等感について(1)(前期プラン8ページ)(市民アンケート)

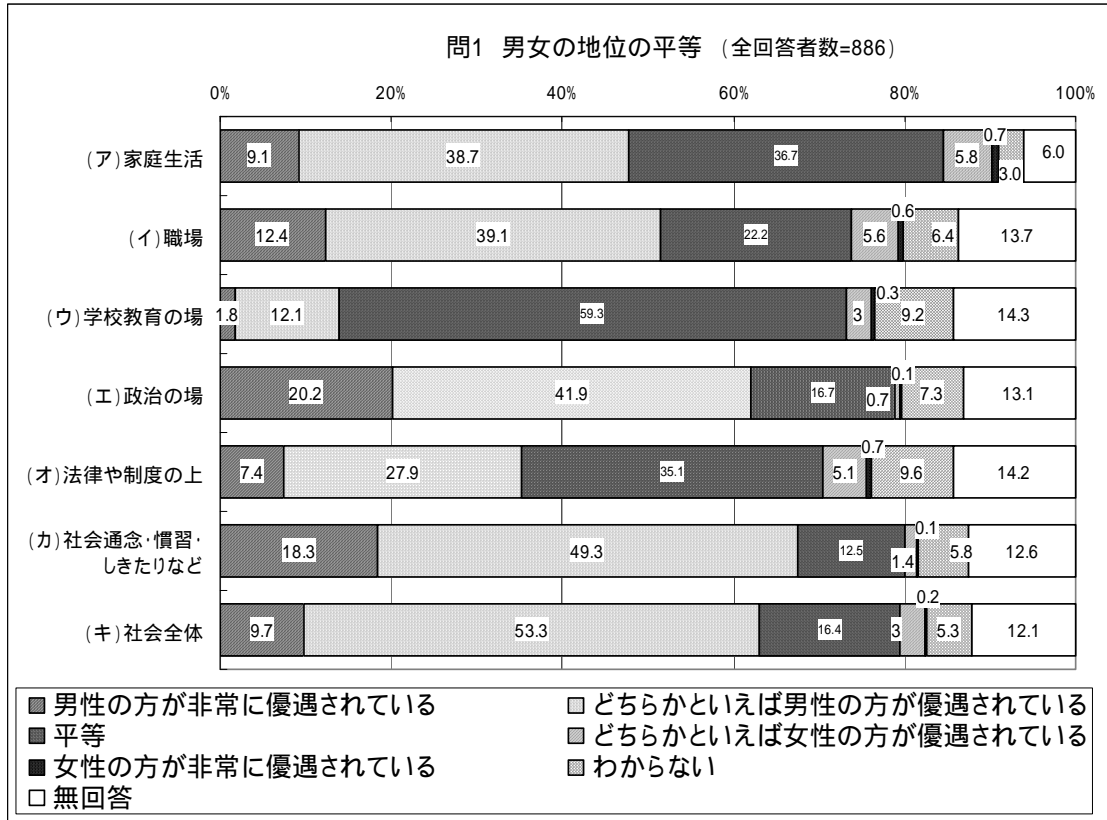


図 - 3 男女の平等感について(2)(前期プラン9ページ)(市民アンケート)

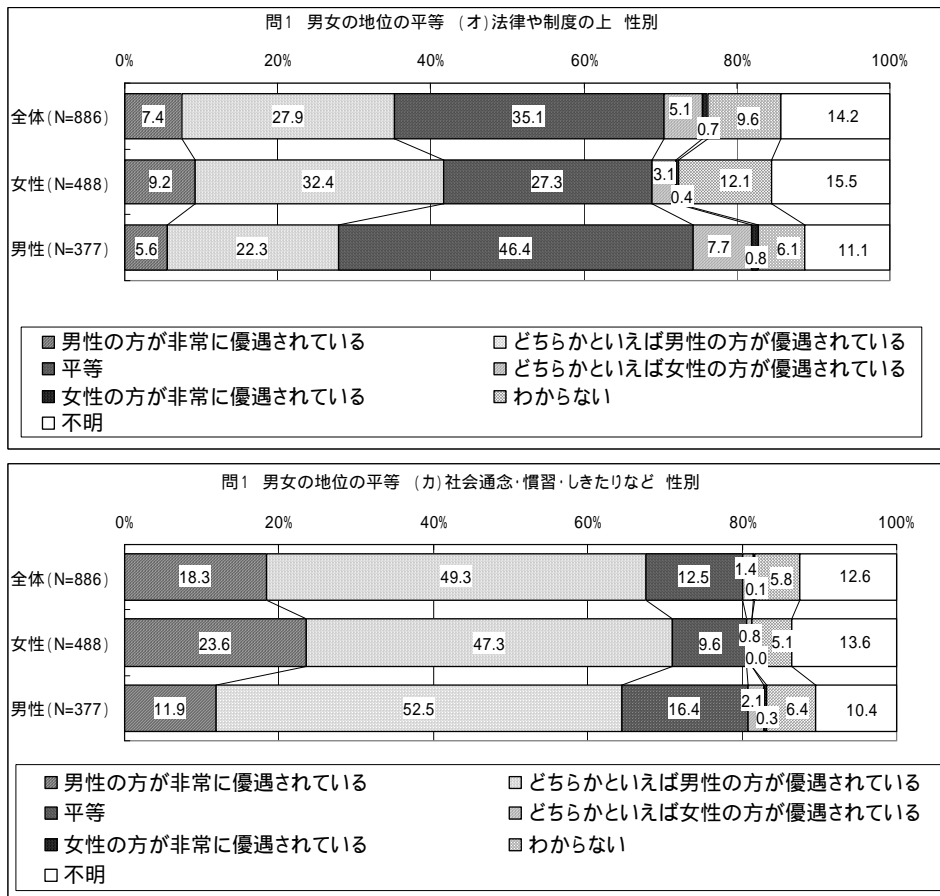


図 - 2 男女の平等感について(1)(後期プラン4ページ)(市民アンケート)

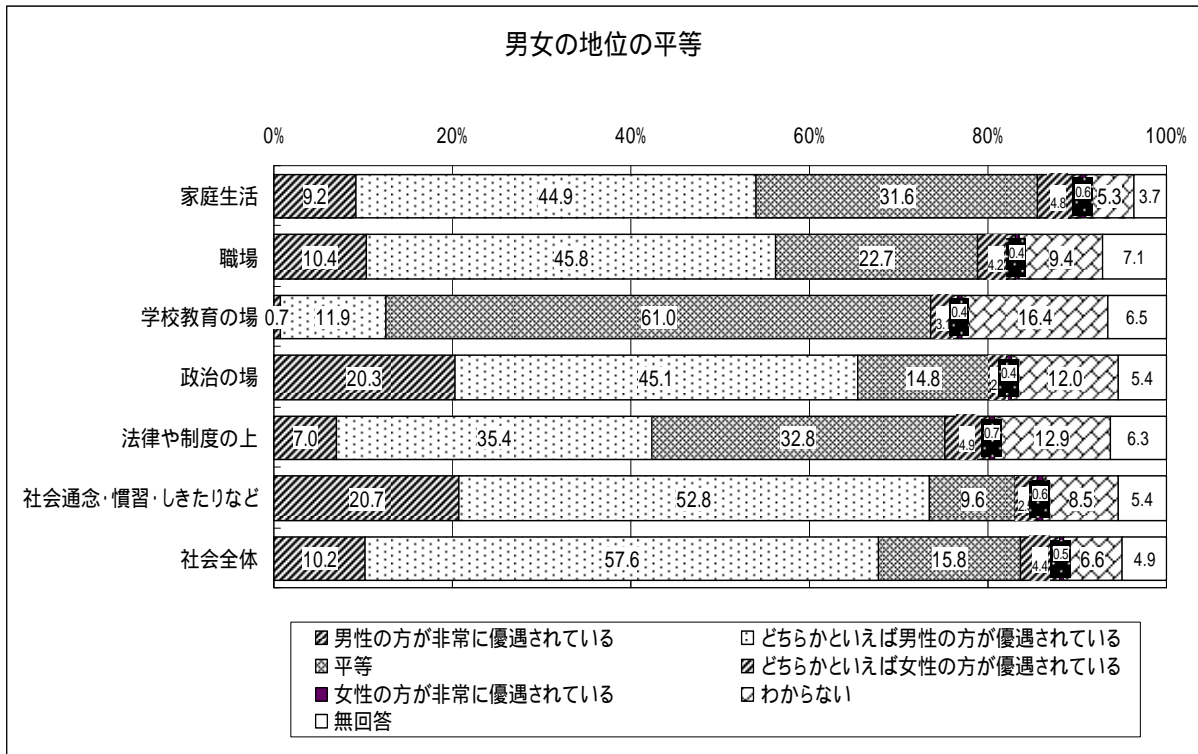


図 - 3 男女の平等感について(2)(後期プラン4ページ)(市民アンケート)

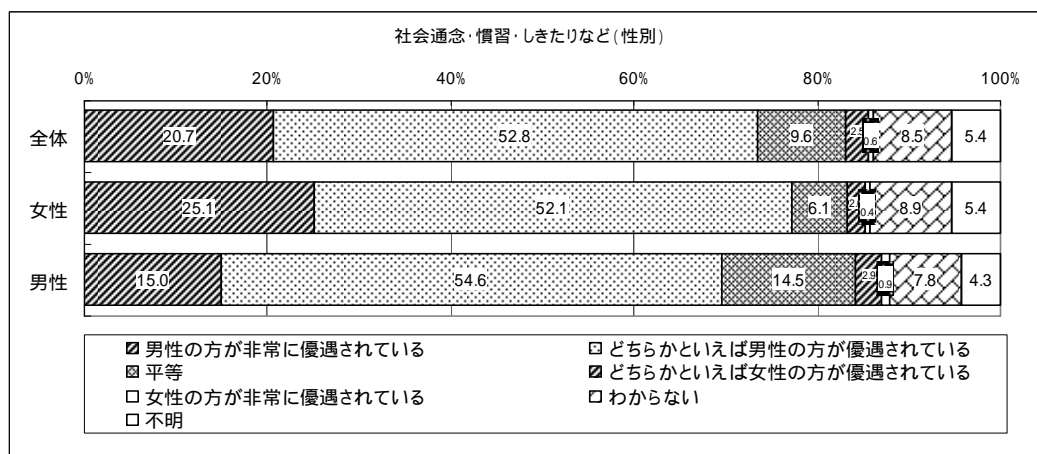
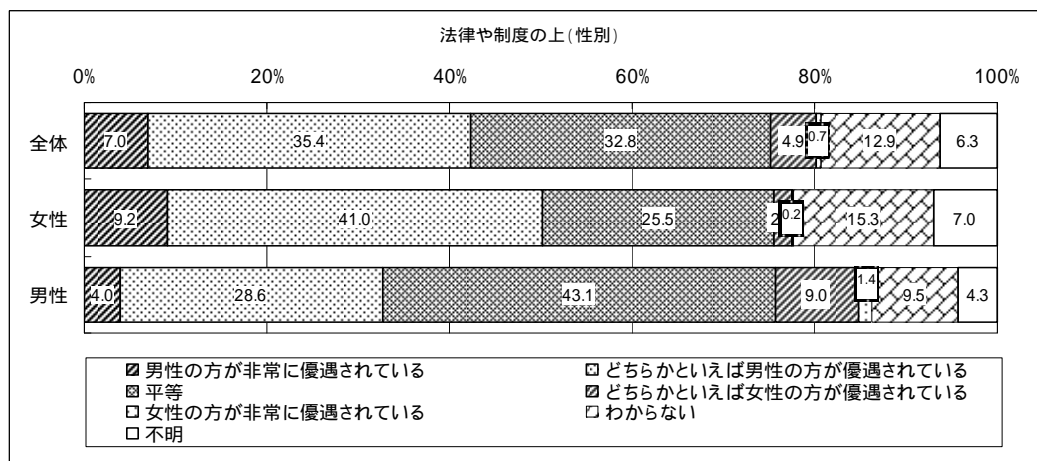
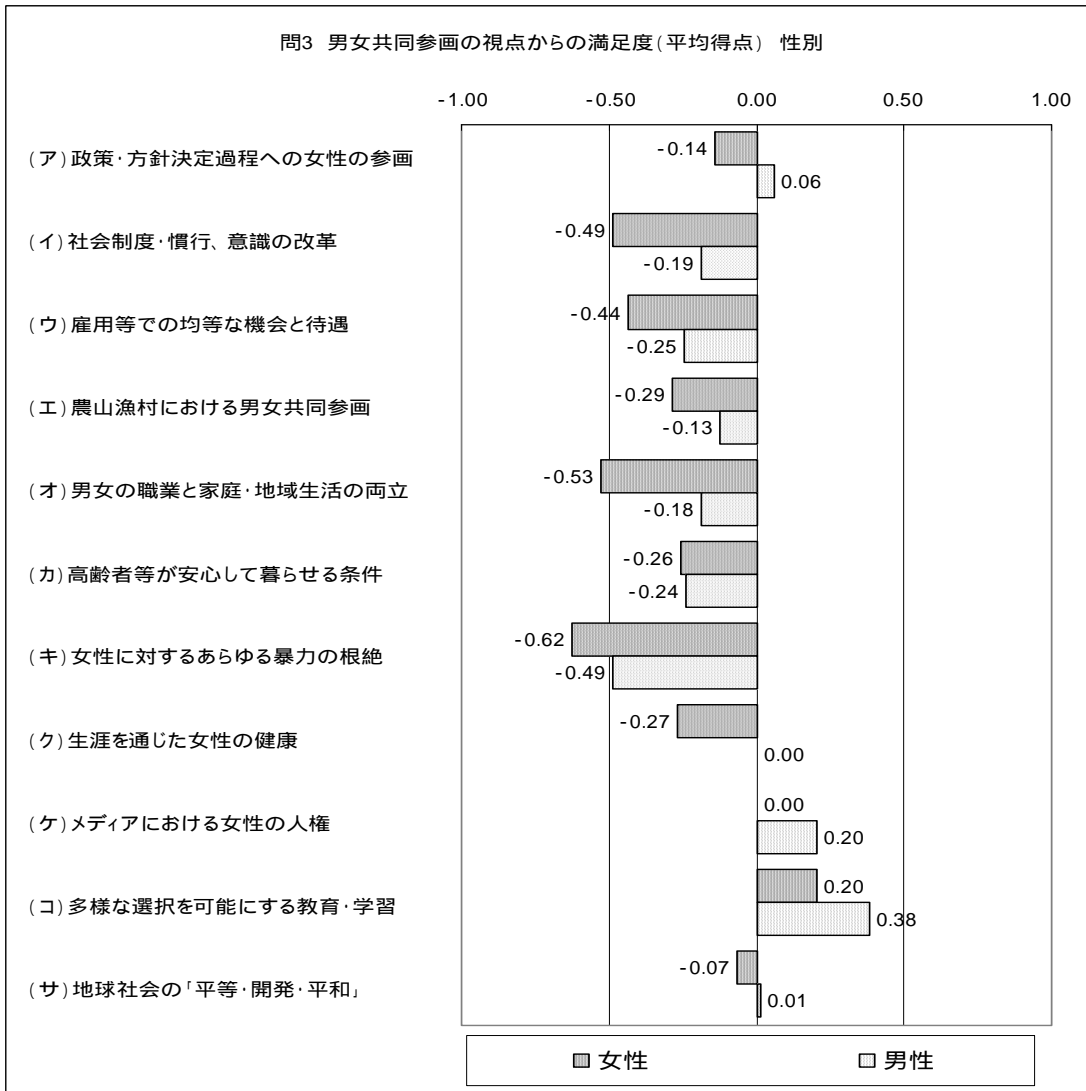


図 - 4 男女共同参画の視点からの現状に対する満足度(前期プラン9ページ)(市民アンケート)



上のグラフは、「満足」2点、「やや満足」1点、「やや不満」-1点、「不満」-2点として点数化しています。

図 - 5 子どもの育て方について(前期プラン12ページ)(市民アンケート)

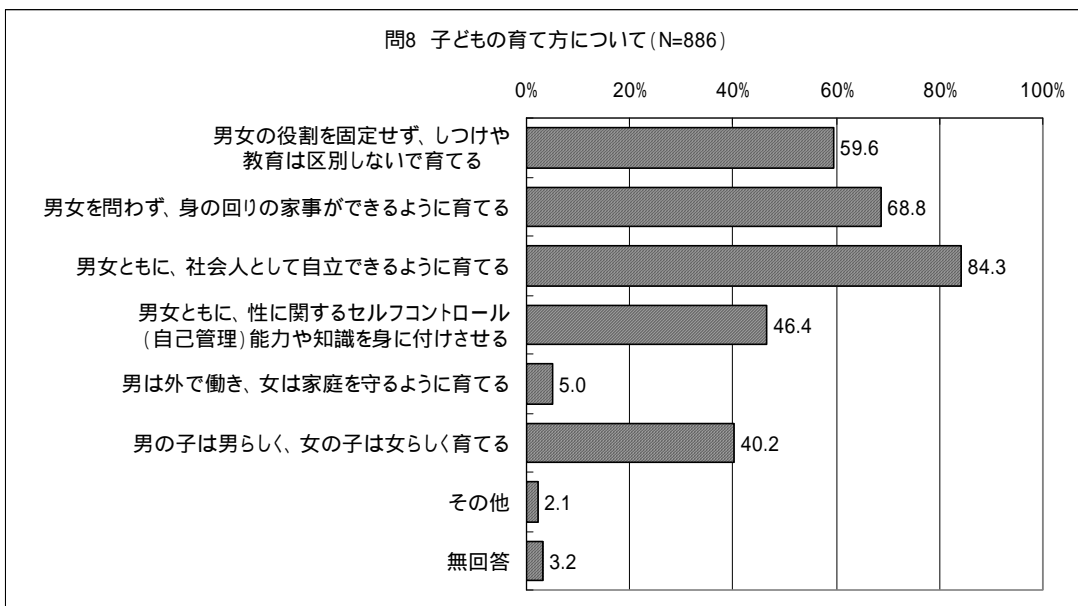


図 - 4 男女共同参画の視点からの現状に対する満足度(後期プラン4・16 ページ)(市民アンケート)

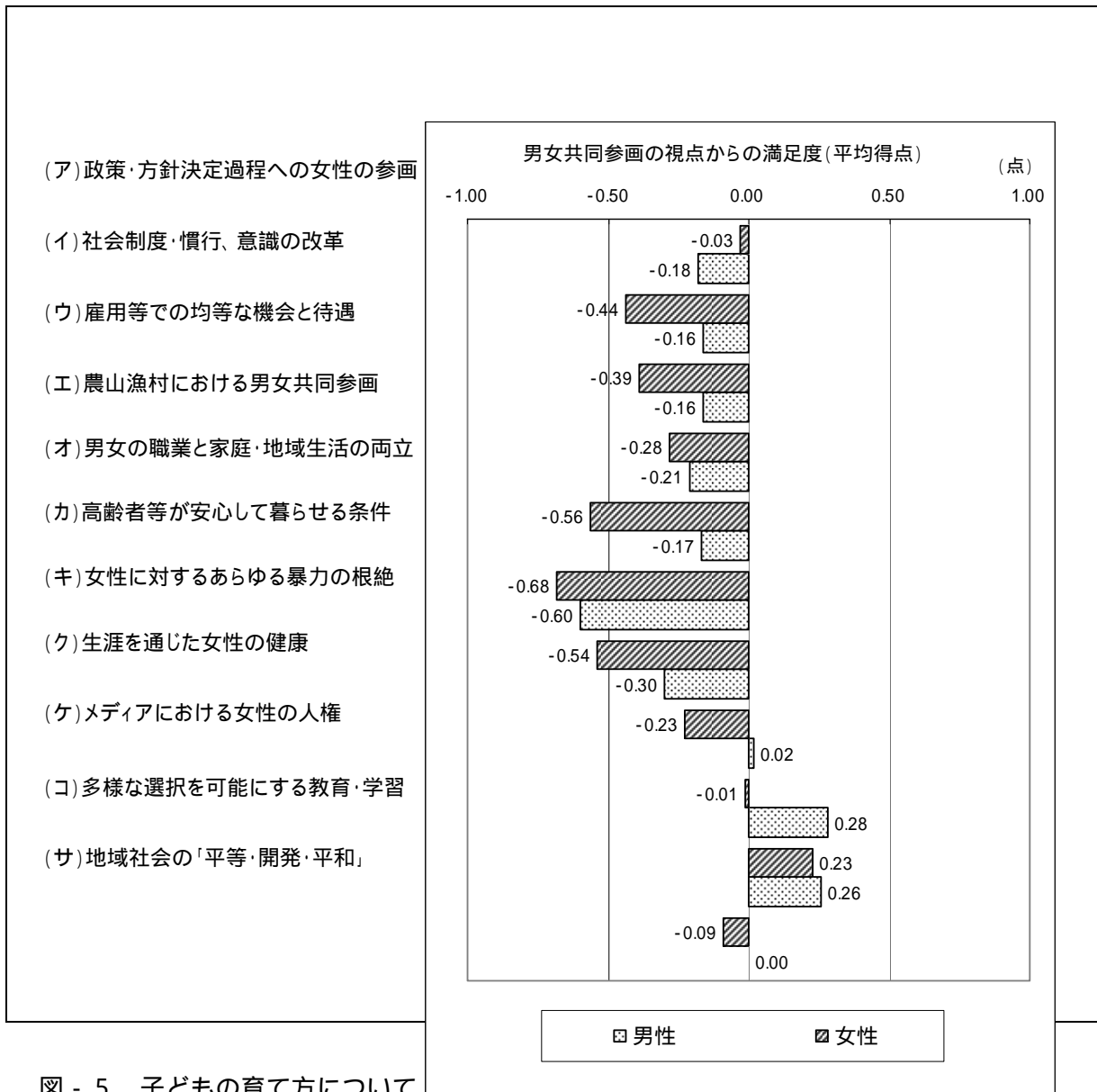


図 - 5 子どもの育て方について

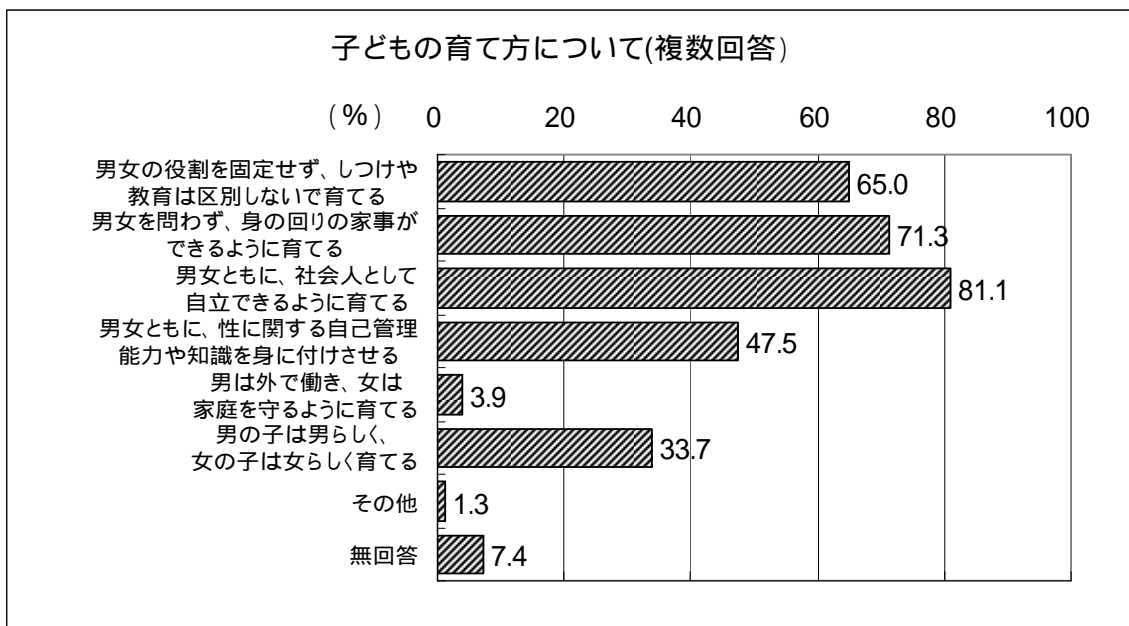


図 - 7 男女平等の実現のために必要なことについて(前期プラン13ページ)(教職員アンケート)

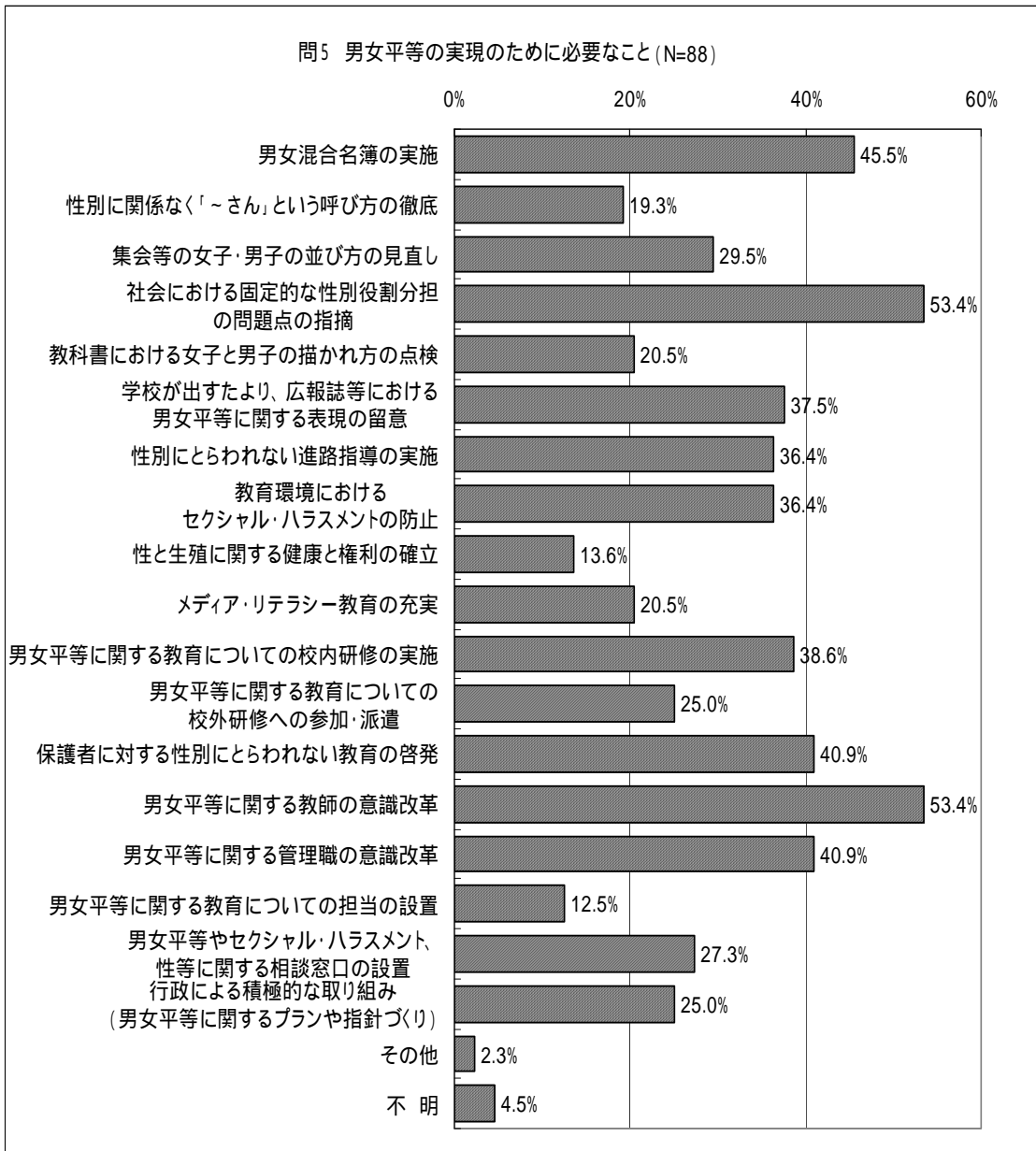


図-7 男女平等の実現のために必要なことについて(教職員アンケート)

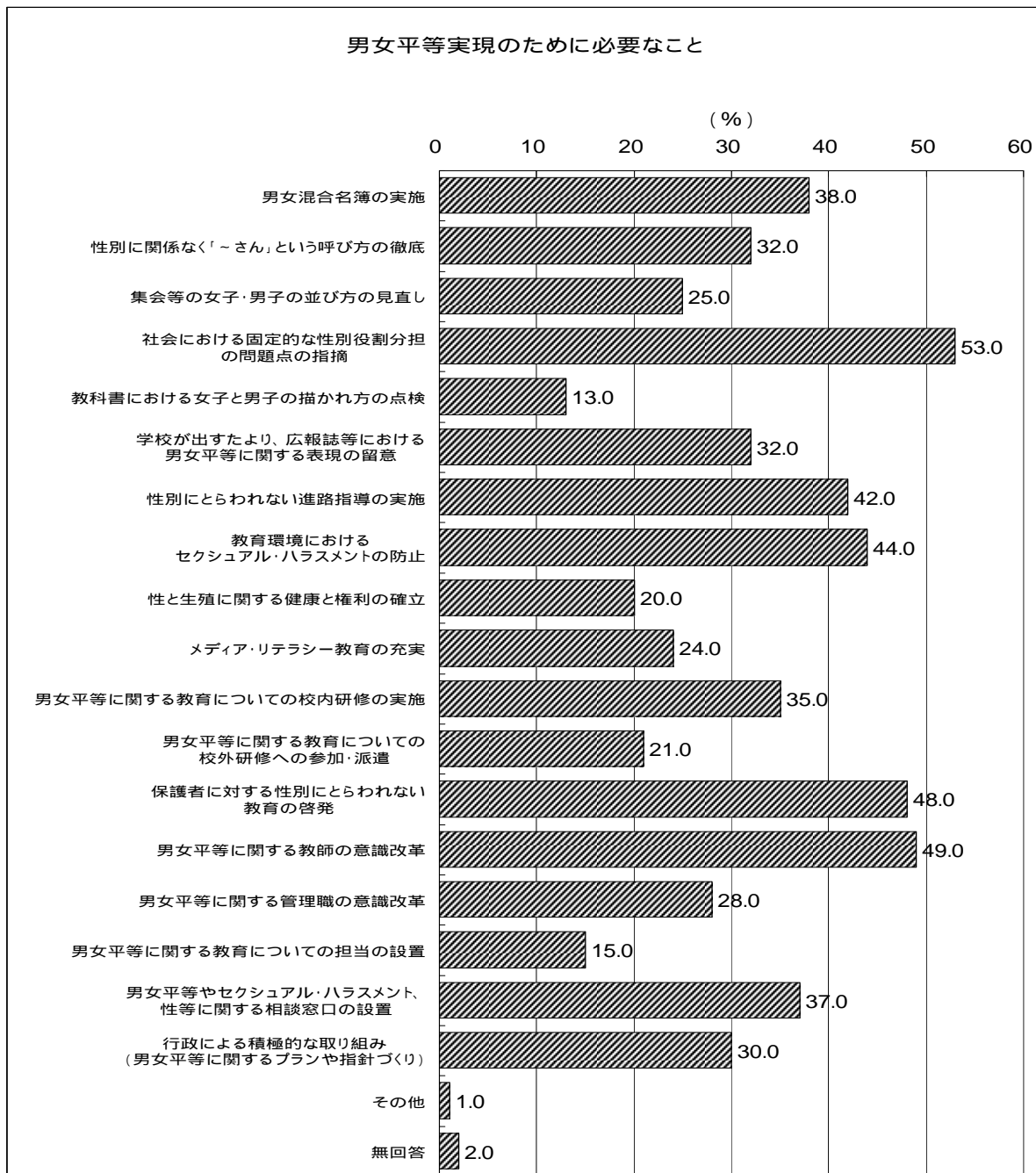


図 - 8 男女の平等感について (前期プラン 13 ページ) (中学生アンケート)

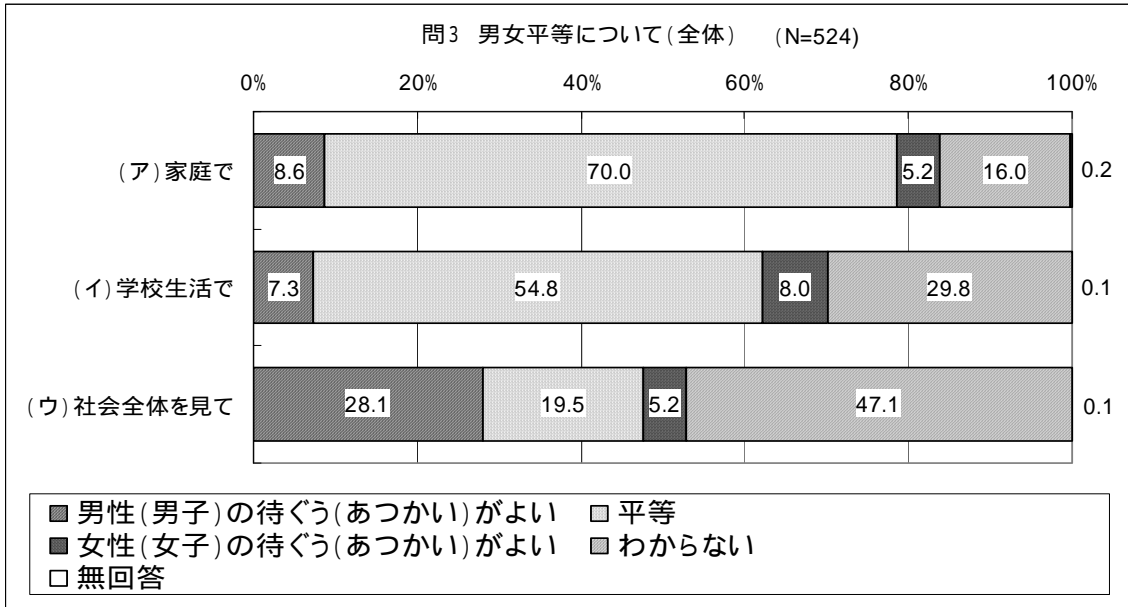


図 - 9 女性の人権が尊重されていないと感じること(前期プラン 16 ページ) (市民アンケート)

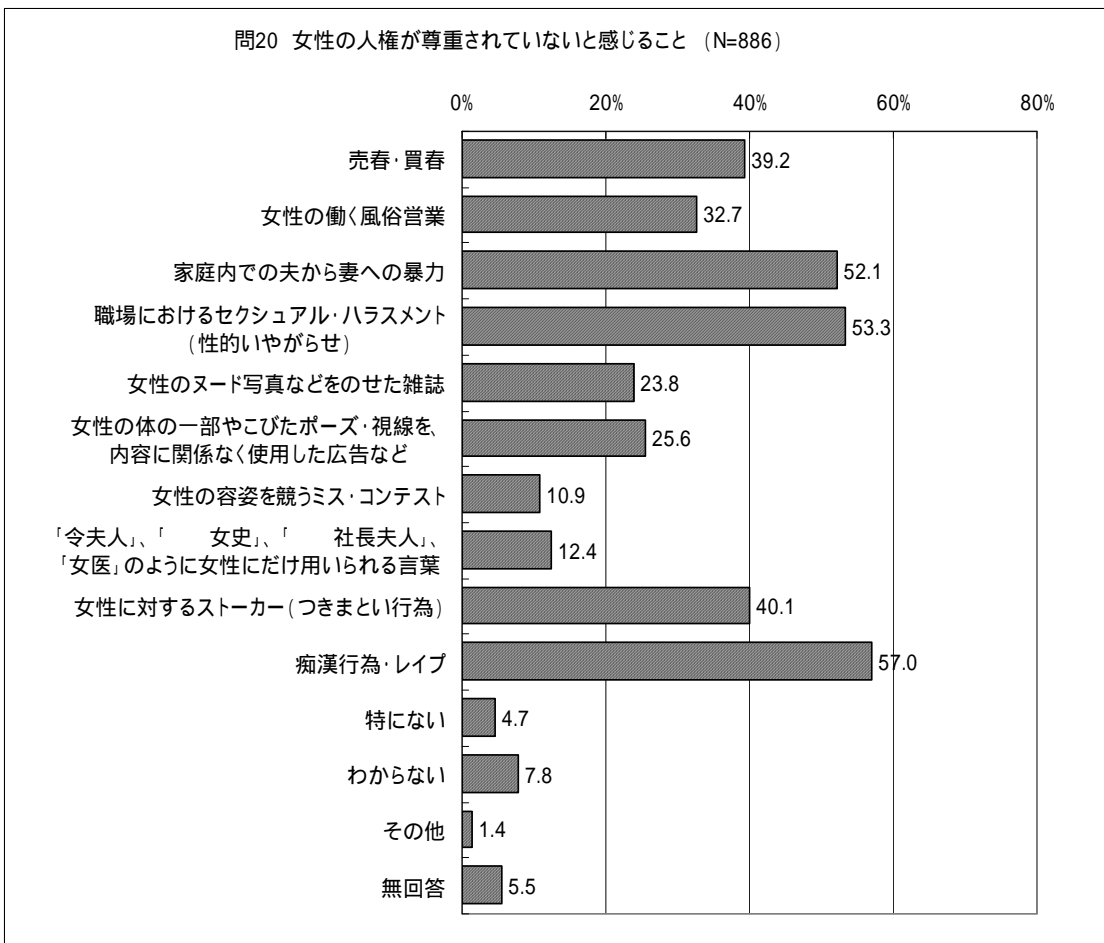


図 - 8 男女の平等感について(後期プラン6ページ)(中学生アンケート)

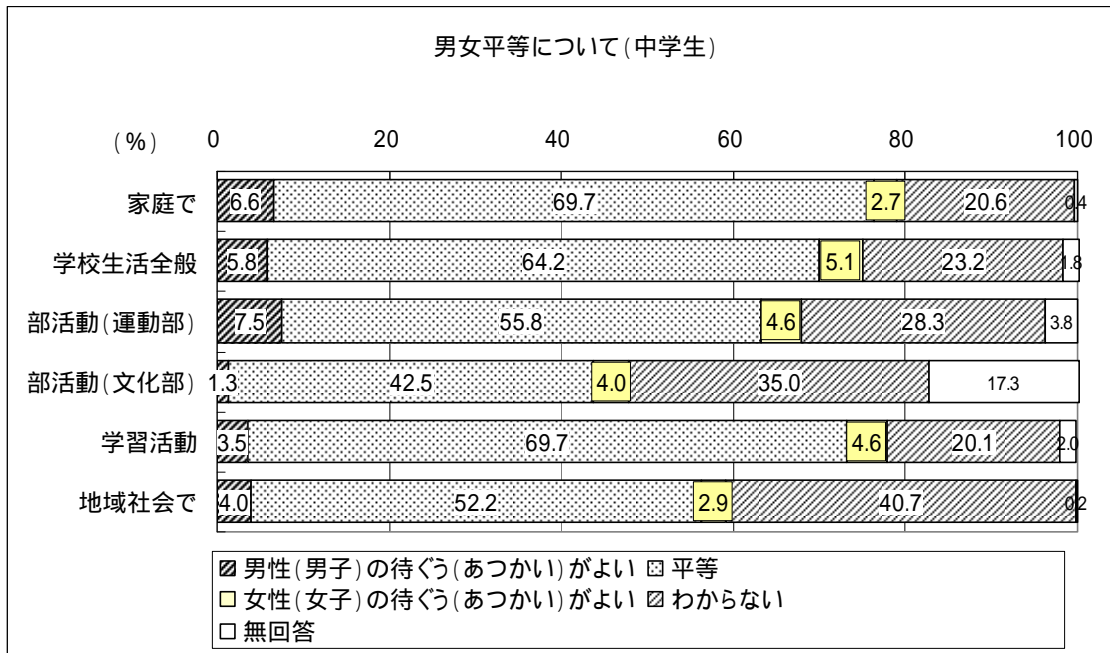


図 - 9 女性の人権が尊重されていないと感じること(後期プラン8・18ページ)(市民アンケート)

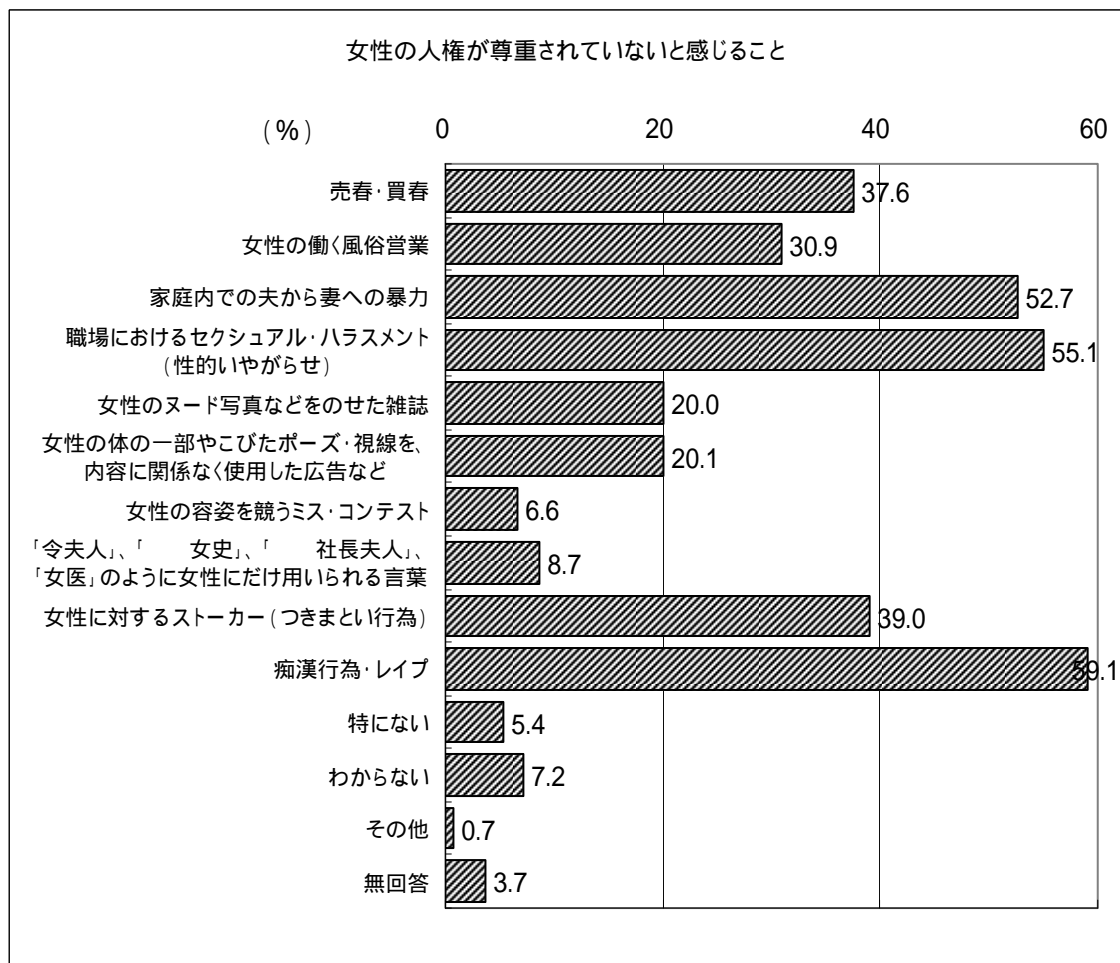


図 - 1 0 女性の活躍分野の拡大への賛否について(前期プラン 19 ページ) (市民アンケート)

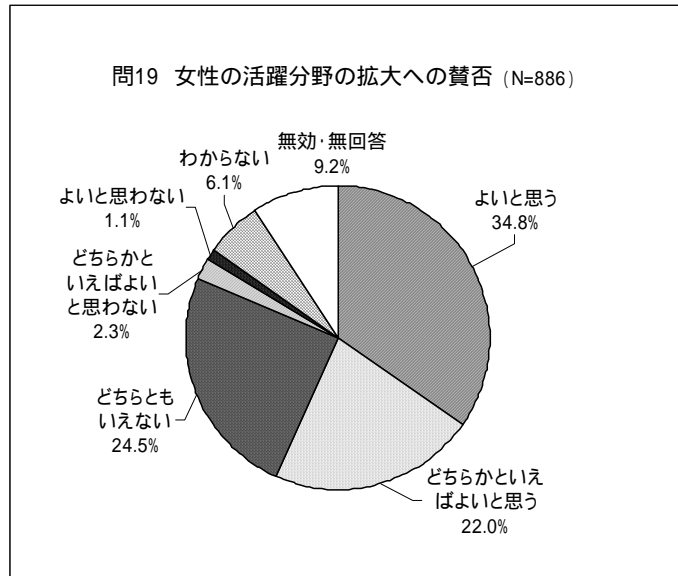


図 - 1 1 女性の参画拡大を望む役職・活躍分野について (前期プラン 20 ページ)

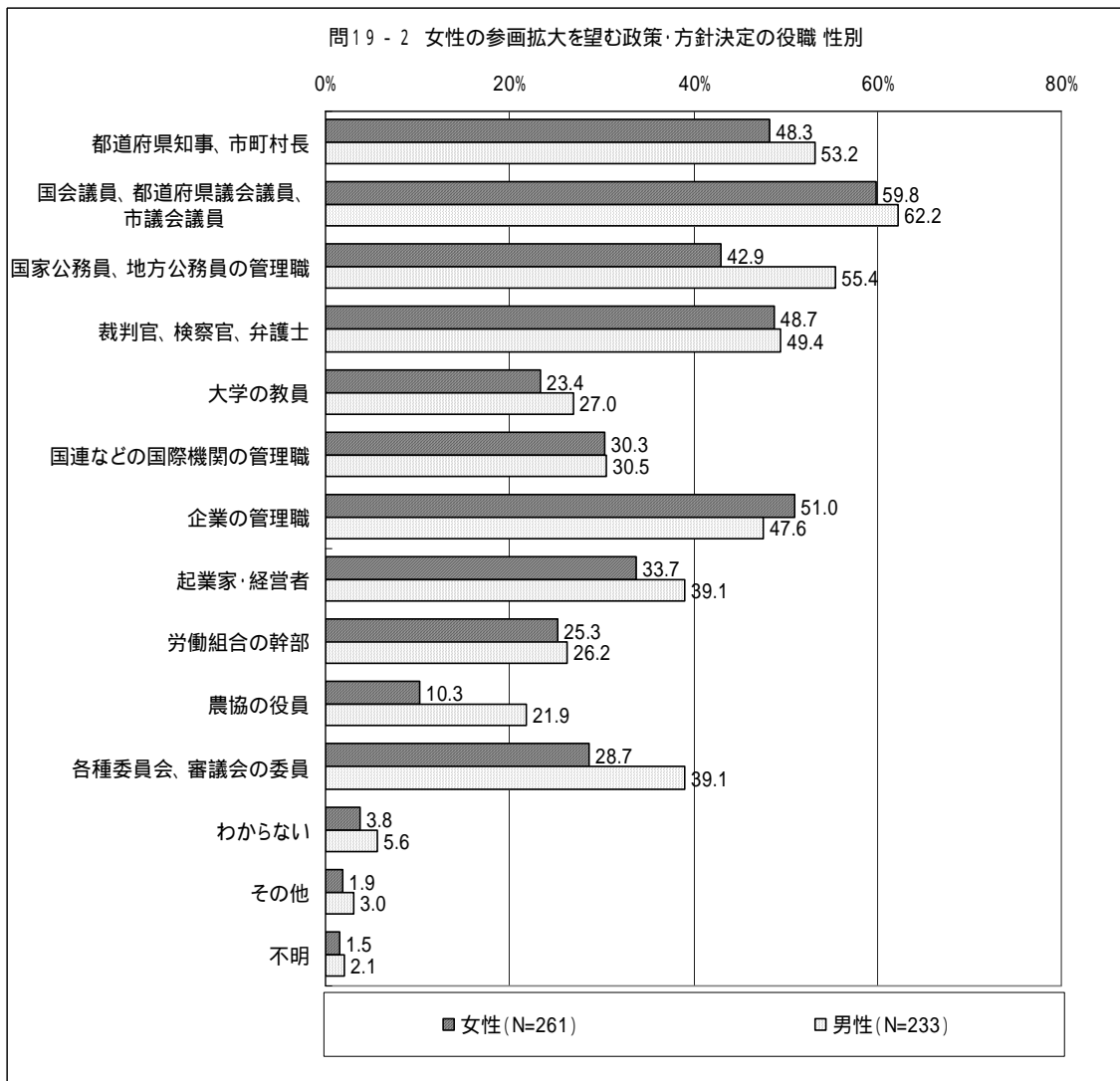


図 - 1 0 女性の活躍分野の拡大への賛否について(後期プラン 10 ページ) (市民アンケート)

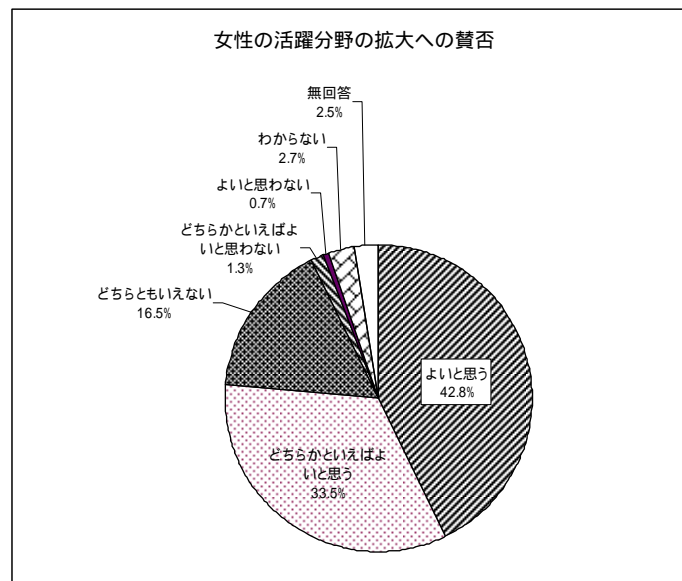


図 - 1 1 女性の参画拡大を望む役職・活躍分野について(後期プラン 10 ページ) (市民アンケート)

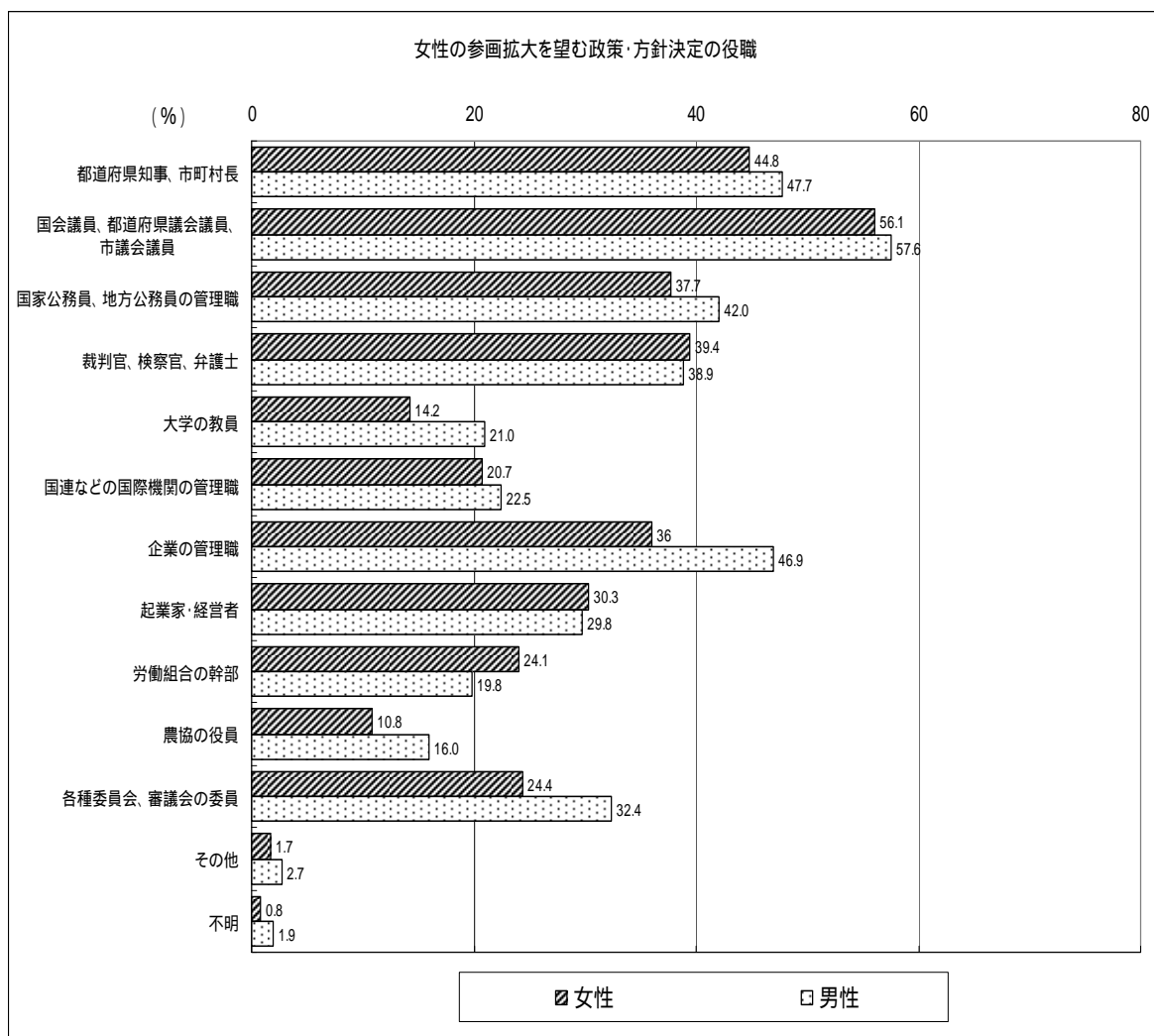


図 - 1 2 女性を管理職に登用する場合の課題 (前期プラン 20 ページ)(市職員アンケート)

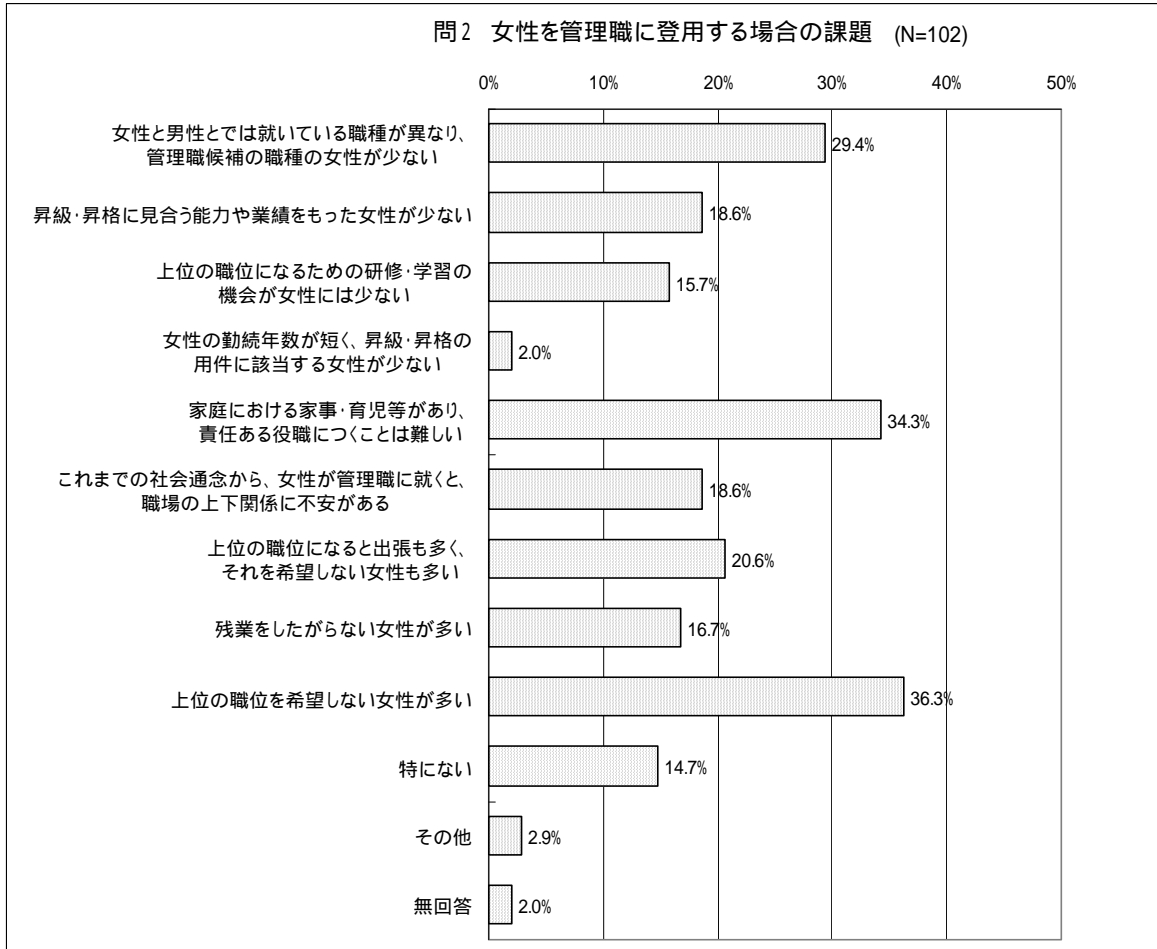


図 - 1 3 女性が仕事を持つことについて (前期プラン 23 ページ)(市民アンケート)

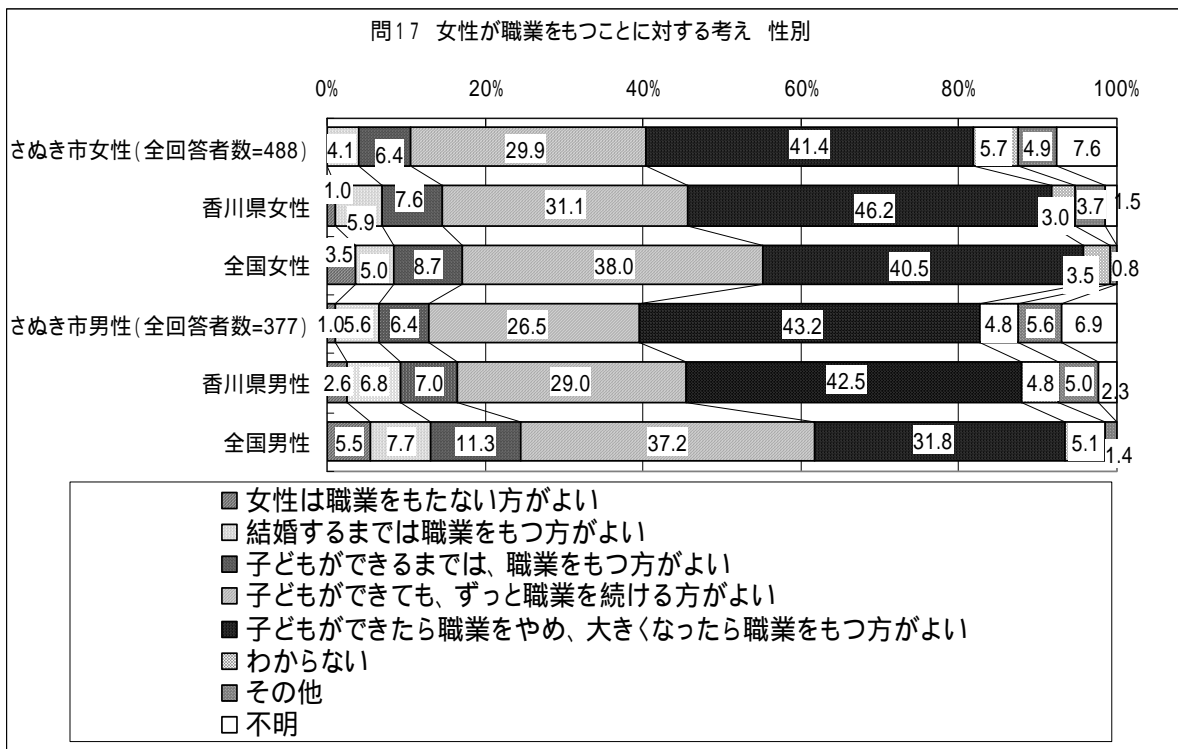


図 - 1 2 女性を管理職に登用する場合の課題 (後期プラン 10 ページ)(市職員アンケート)

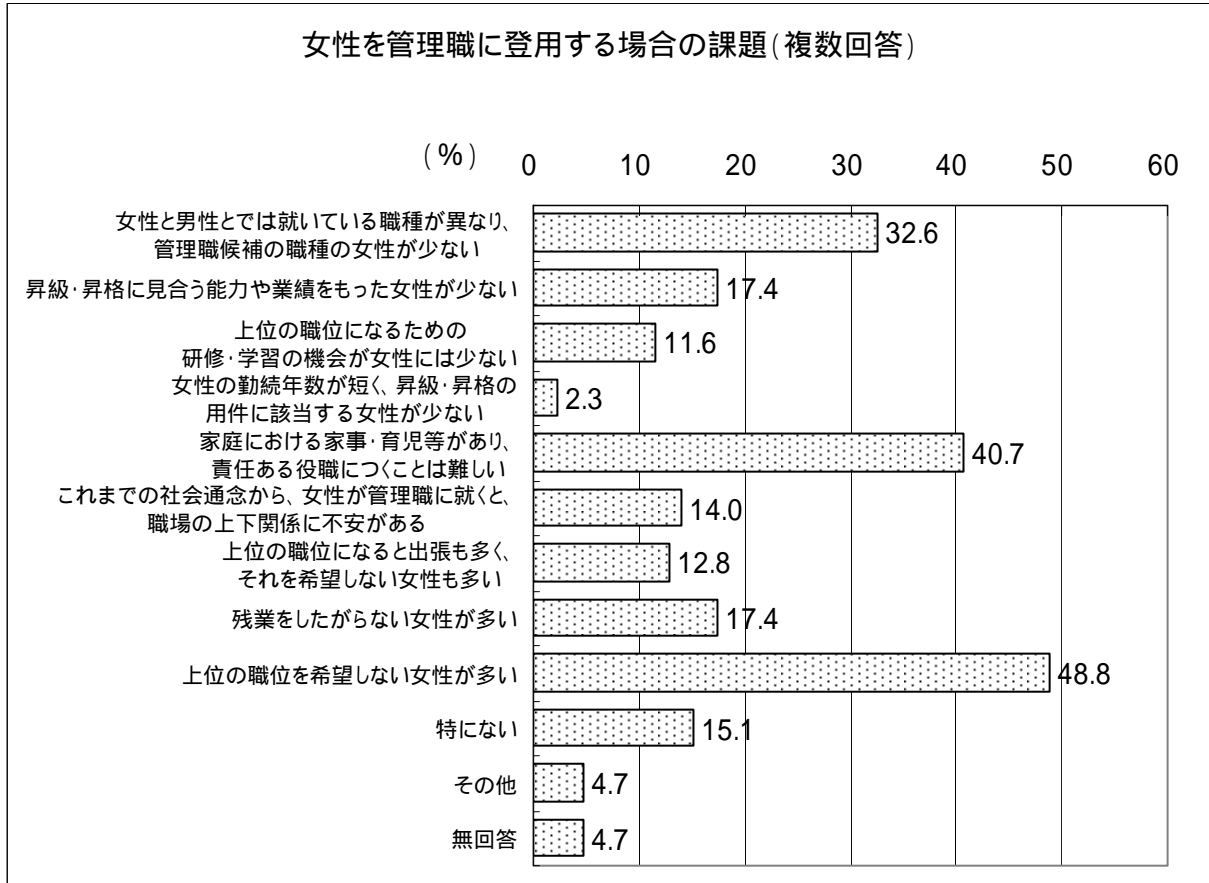


図 - 1 3 女性が仕事を持つことについて (後期プラン 12 ページ)(市民アンケート)

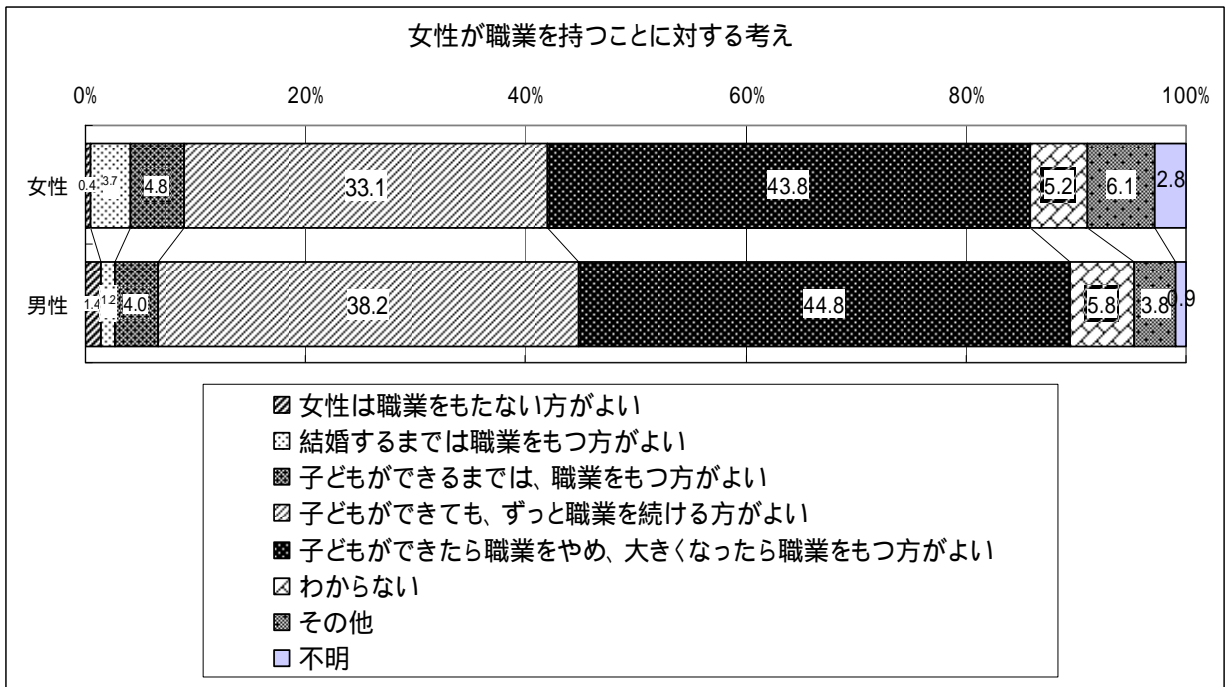


図 - 1 4 市内事業者における年齢別・男女別・雇用形態別雇用人数（前期プラン 24 ページ）
（事業所アンケート）

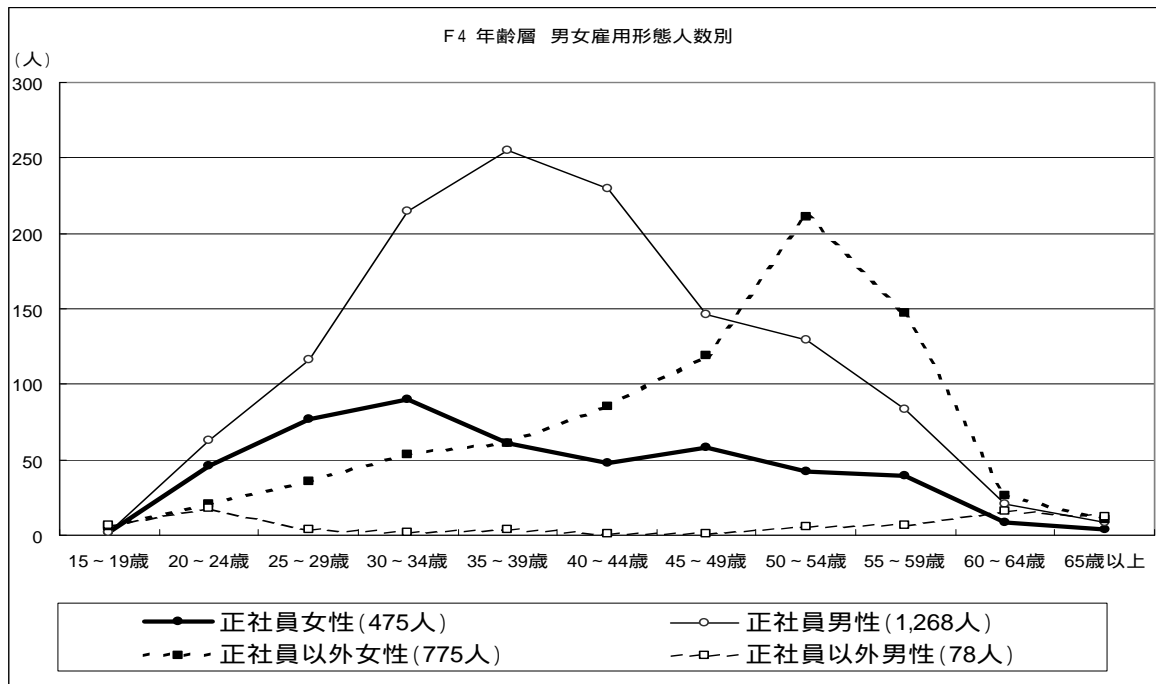


図 - 1 5 年齢階級別 潜在的労働力率（前期プラン 24 ページ）(総務省「労働力調査」)

第1-2-10図 女性の年齢階級別潜在的労働力率

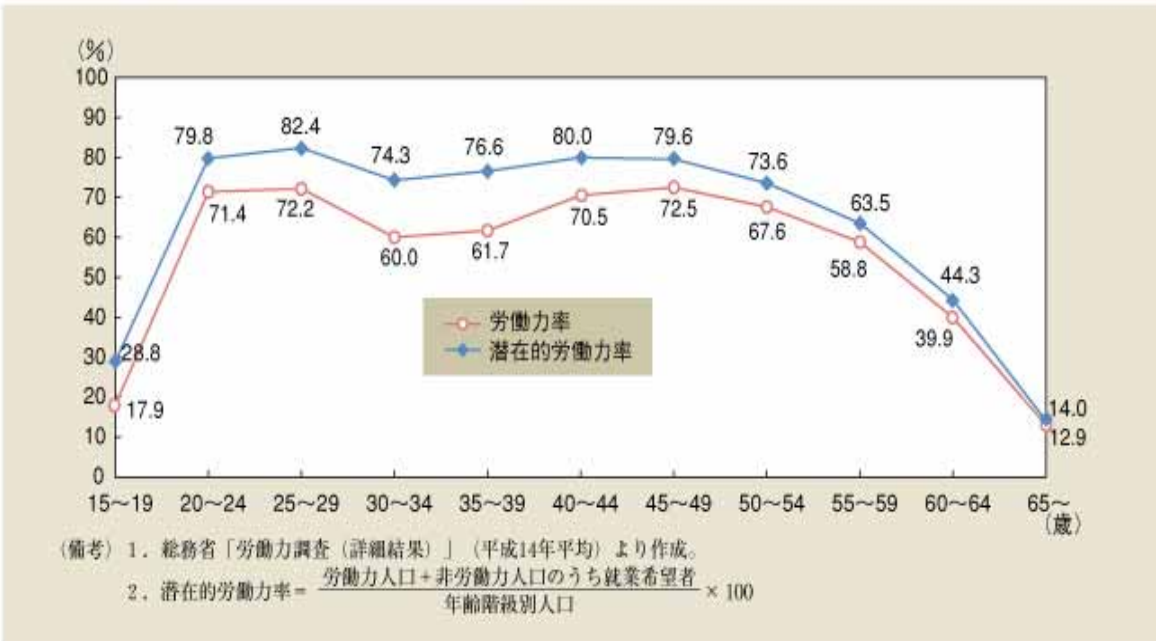


図 - 1 4 市内事業者における年齢別・男女別・雇用形態別雇用人数（後期プラン 12 ページ）
（事業所アンケート）

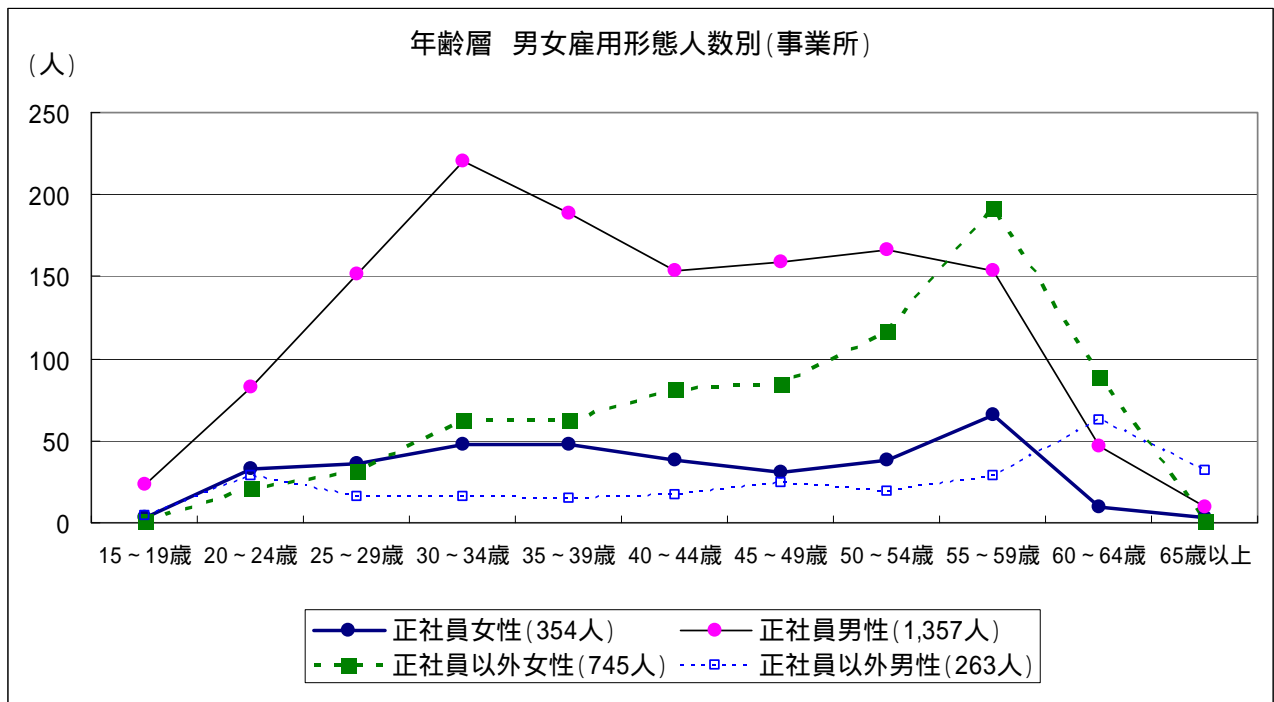


図 - 1 5 年齢階級別 潜在的労働力率（総務省「労働力調査」）

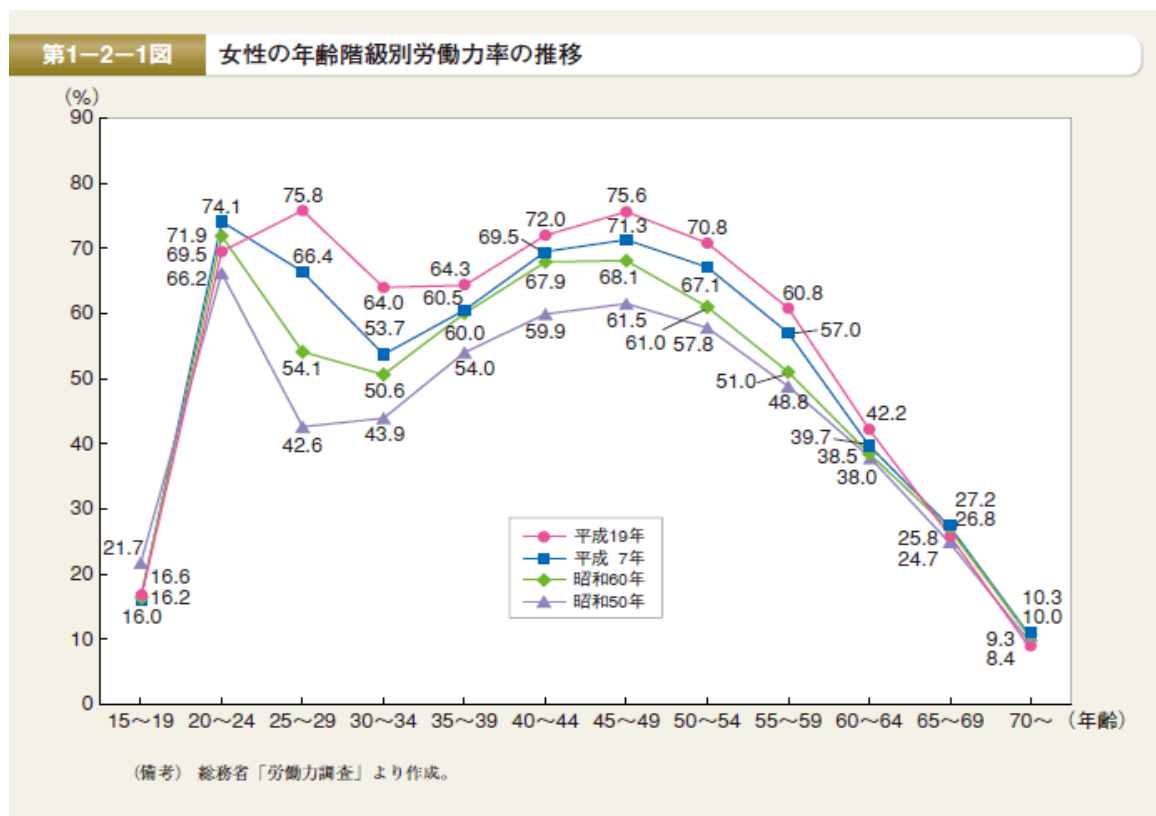


図 - 1 6 職業について (前期プラン 27 ページ)(市民アンケート)

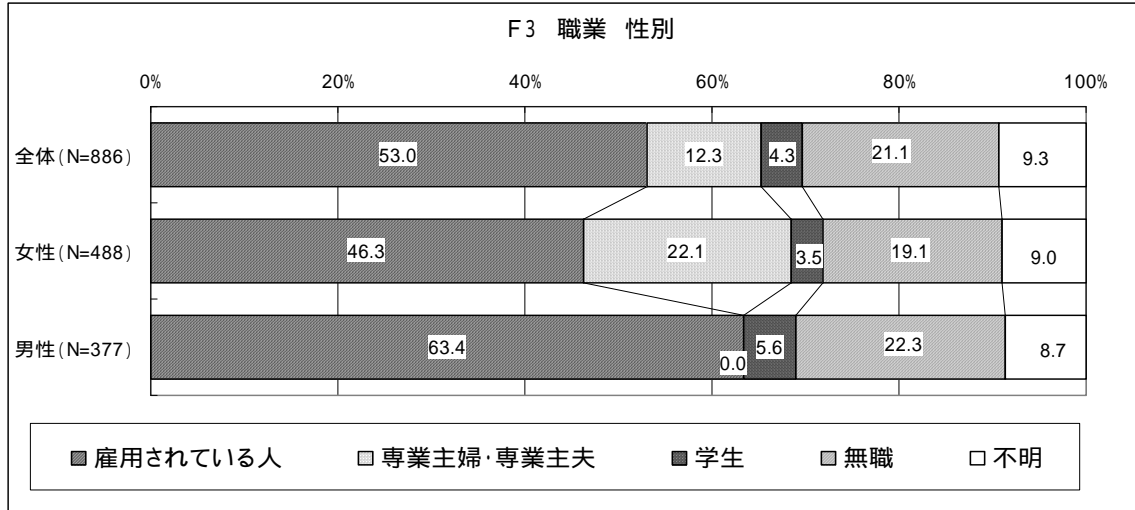


図 - 1 7 家事の分担 (前期プラン 27 ページ)(市民アンケート)

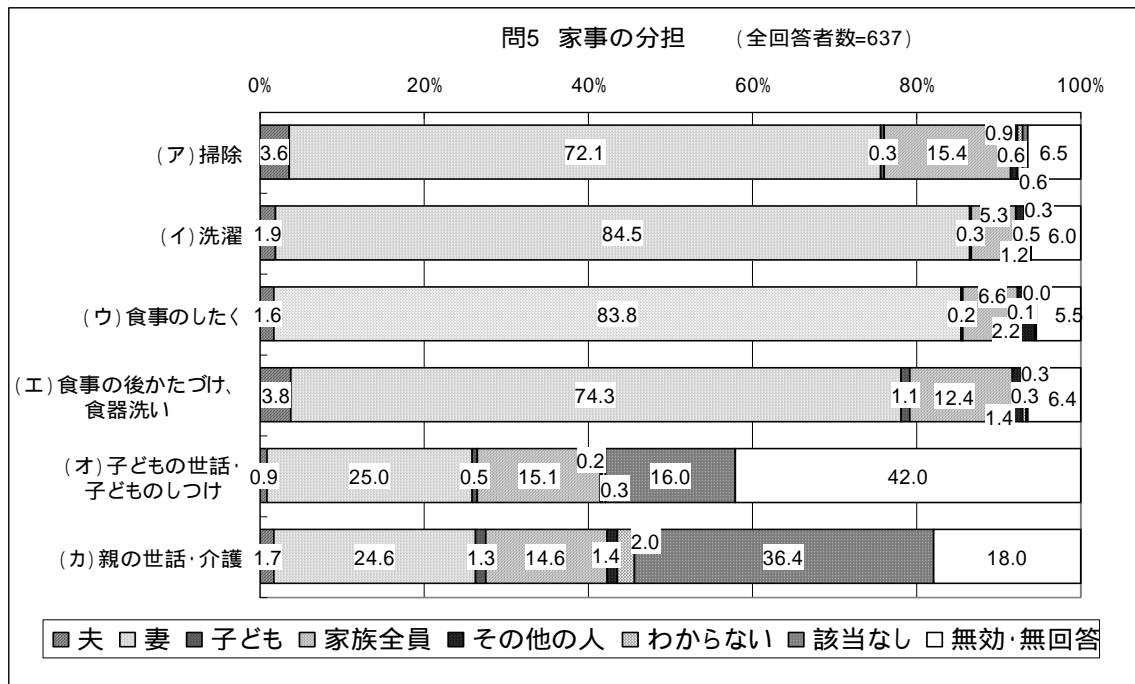


図 - 1 6 職業について (後期プラン 14 ページ)(市民アンケート)

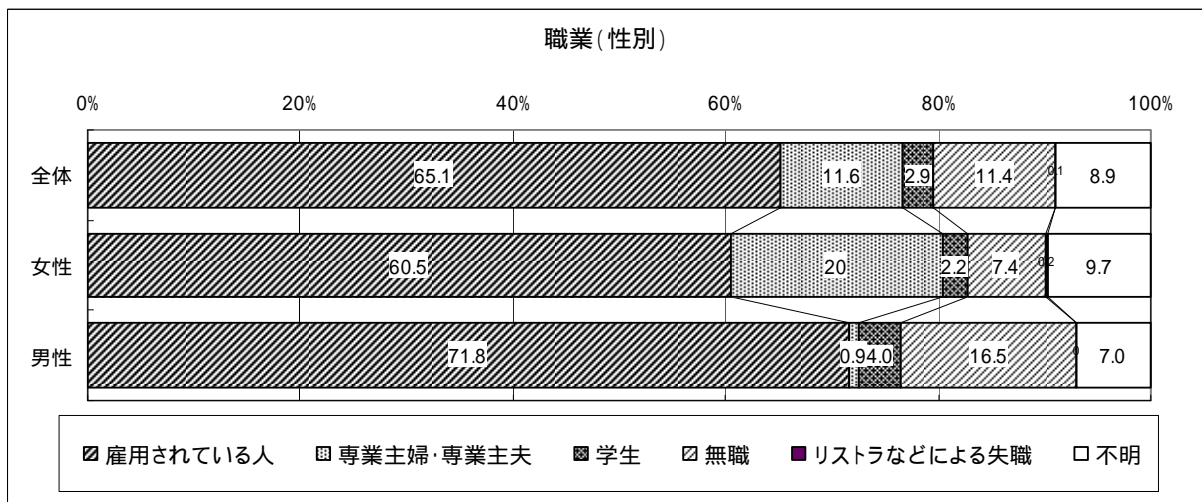


図 - 1 7 家事の分担 (後期プラン 14 ページ)(市民アンケート)

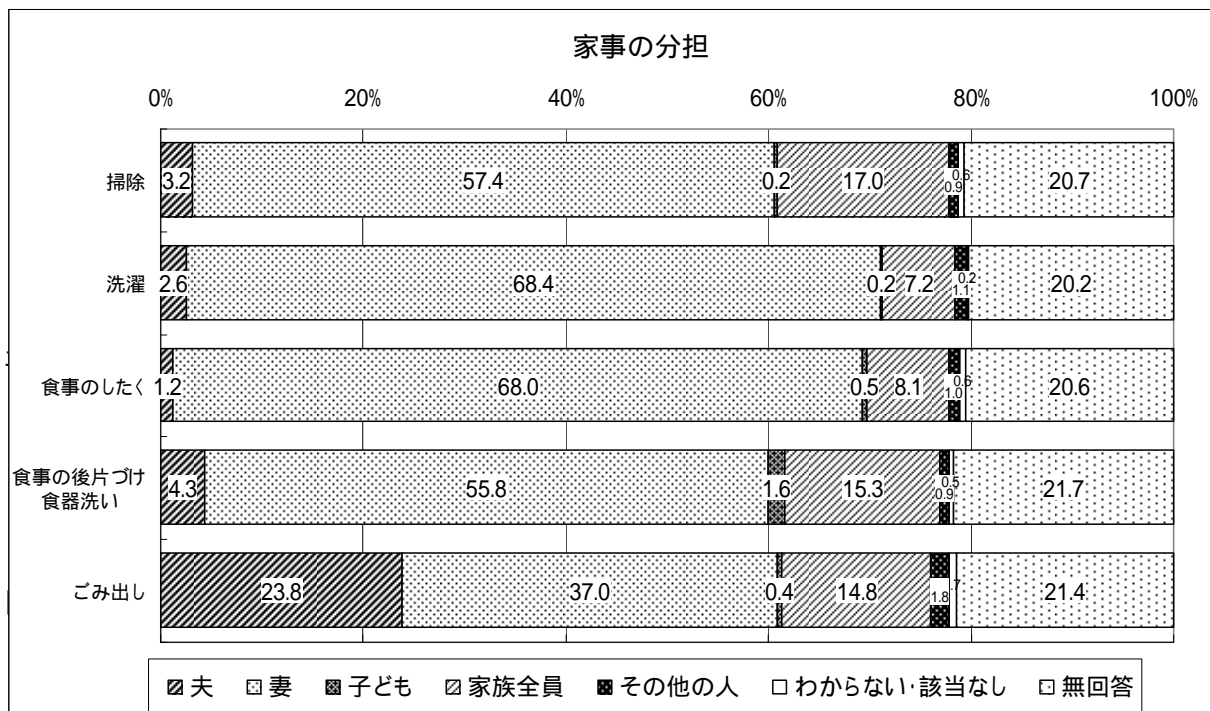


図 - 18 地域活動への参加状況について(前期プラン 28 ページ)(市民アンケート)

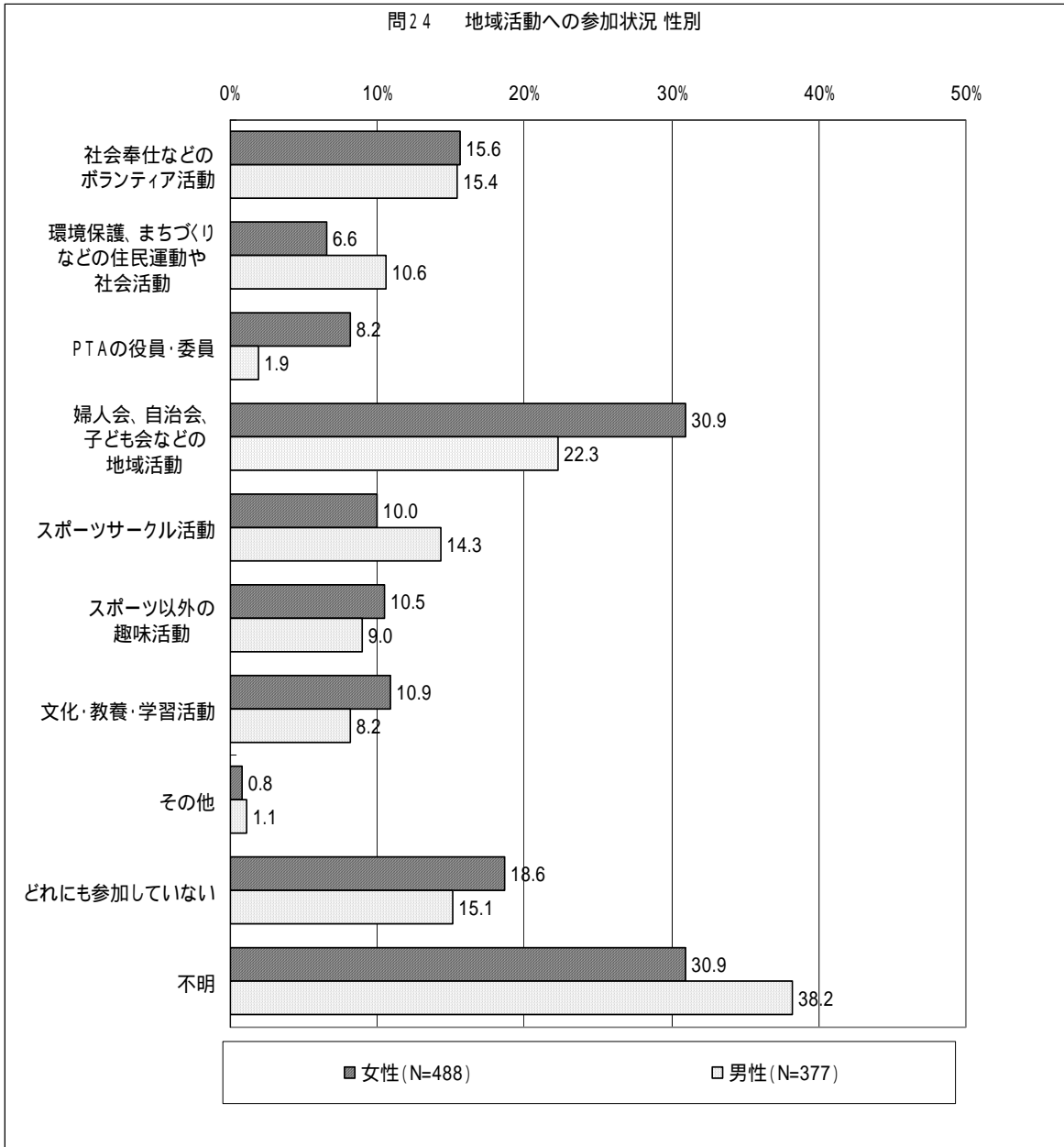


図 - 18 地域活動への参加状況について(後期プラン 14 ページ)(市民アンケート)

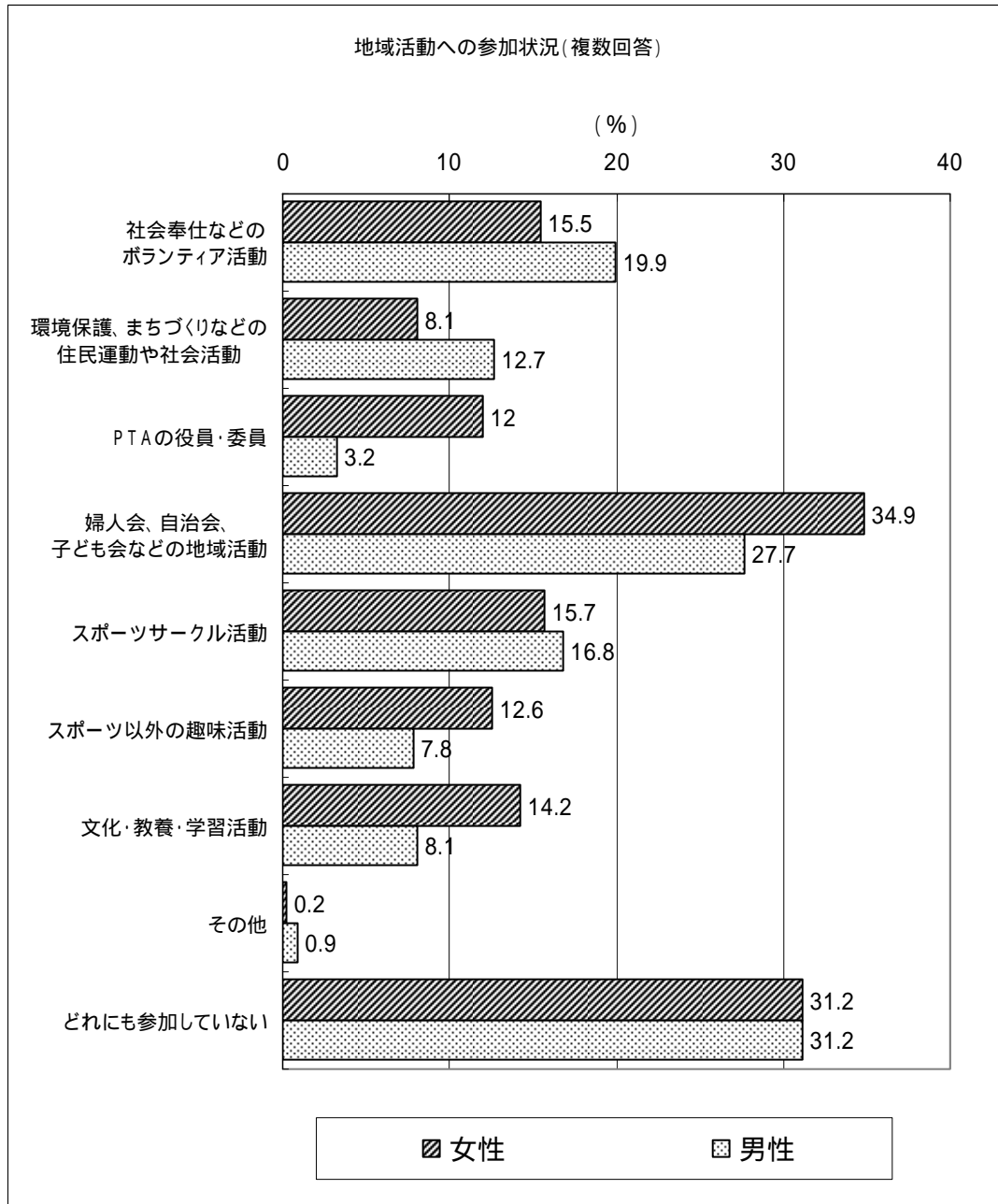


図 - 19 男性の家庭生活への積極的な参加のために必要なこと(前期プラン 28 ページ)(市民アンケート)

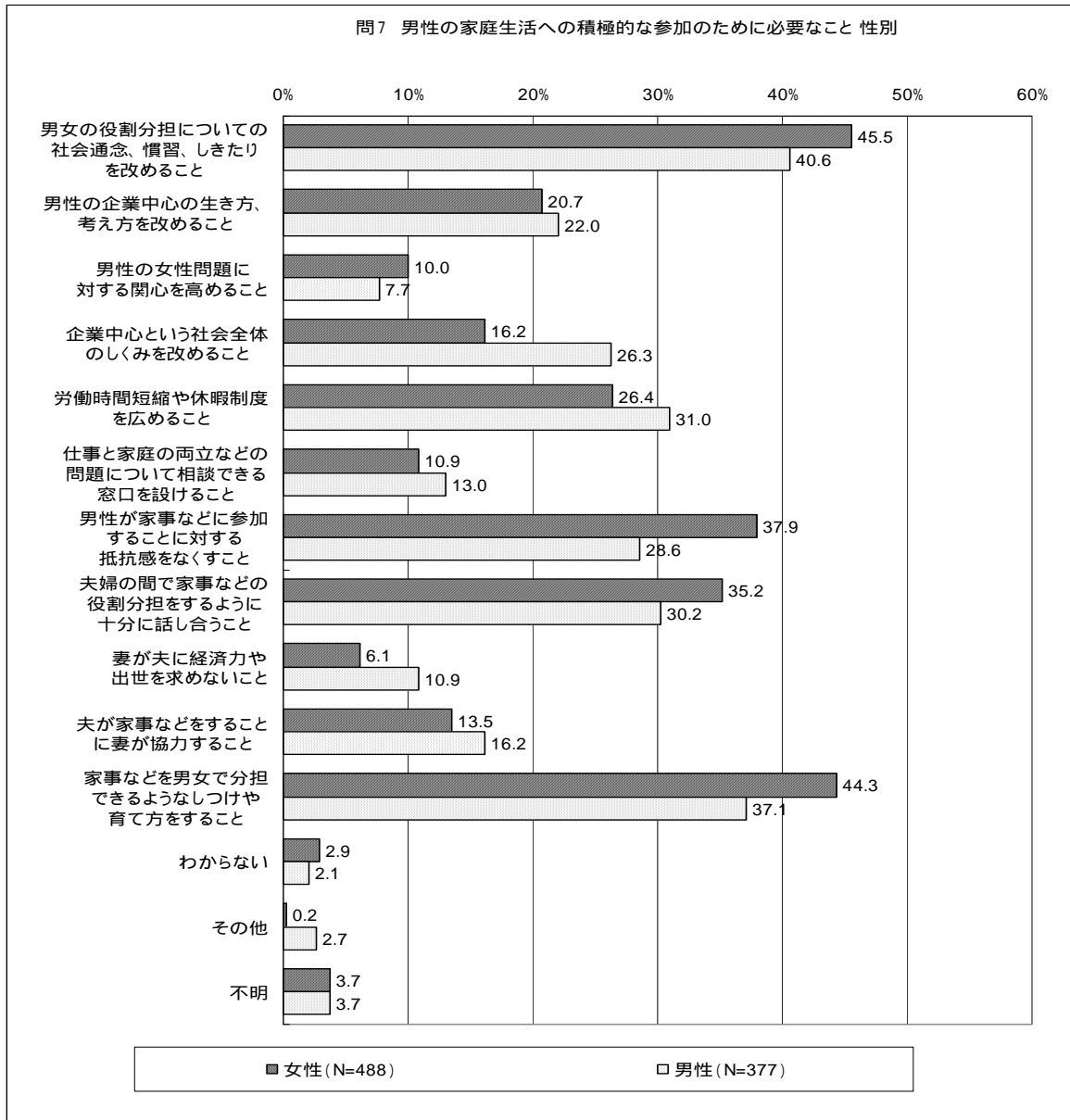


図 - 20 高齢者の介護のあり方について(前期プラン 31 ページ)(市民アンケート)

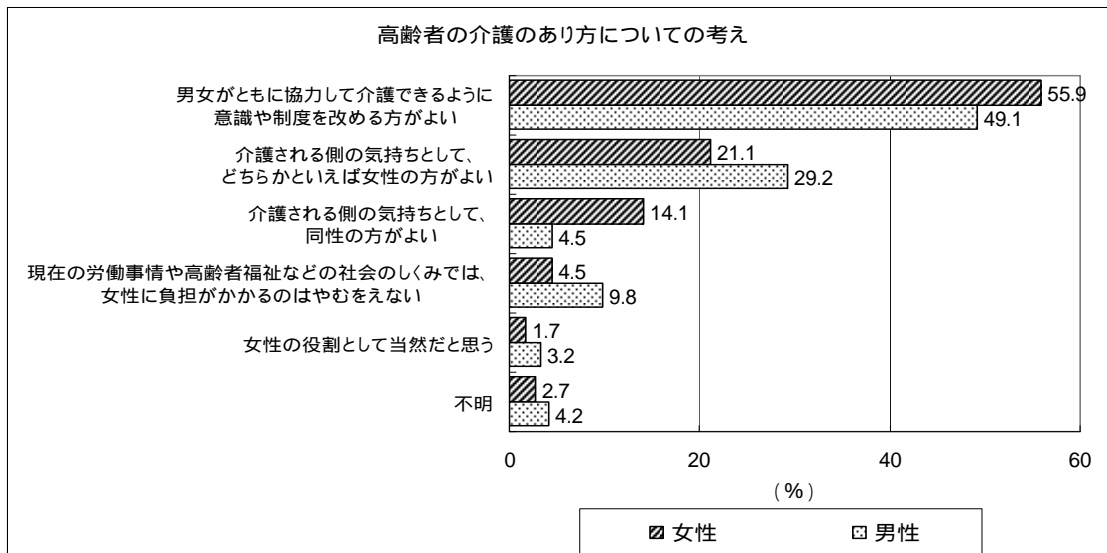


図 - 19 男性の家庭生活への積極的な参加のために必要なこと（市民アンケート）

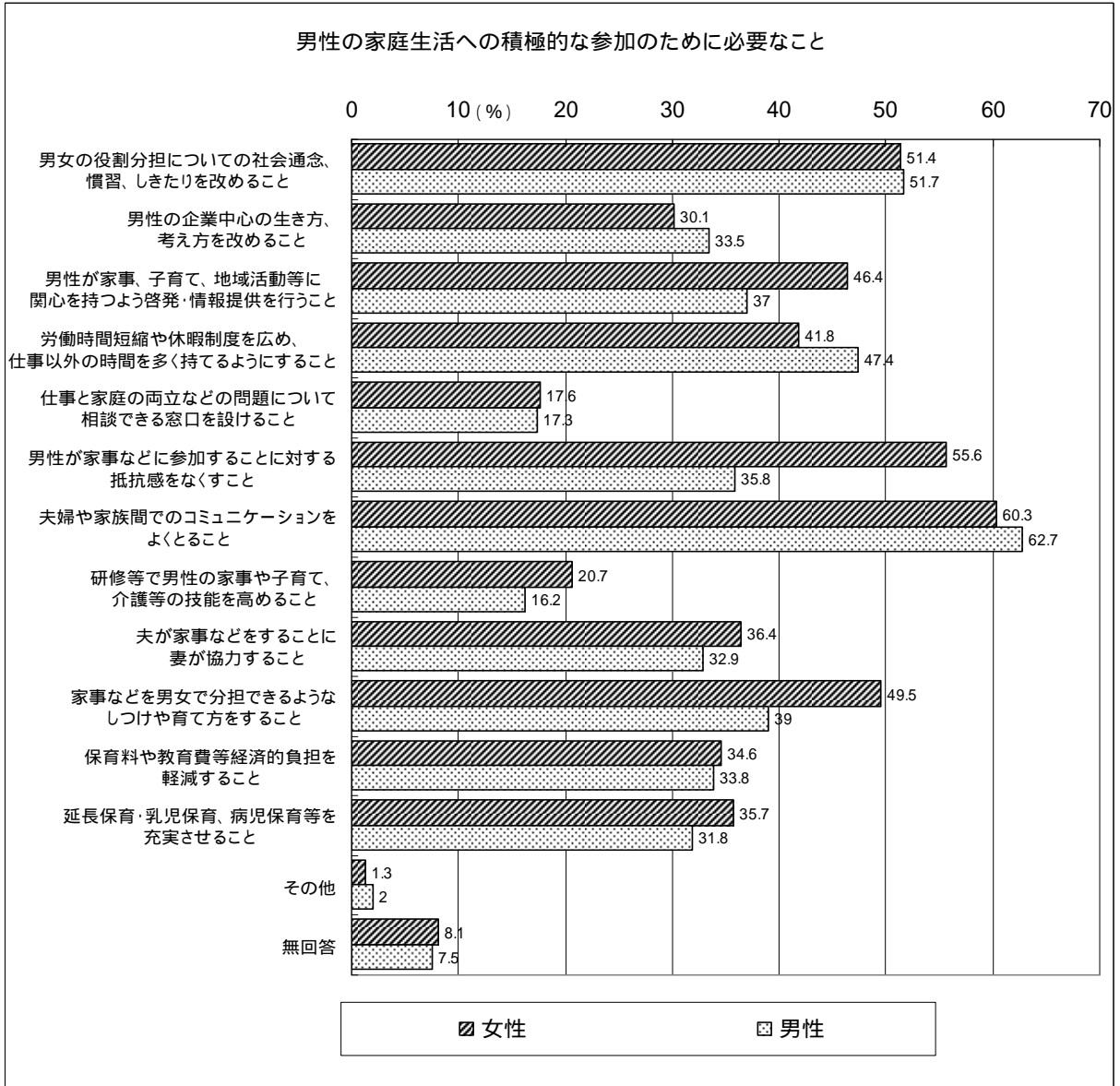


図 - 20 高齢者の介護のあり方について（後期プラン 16 ページ）（市民アンケート）

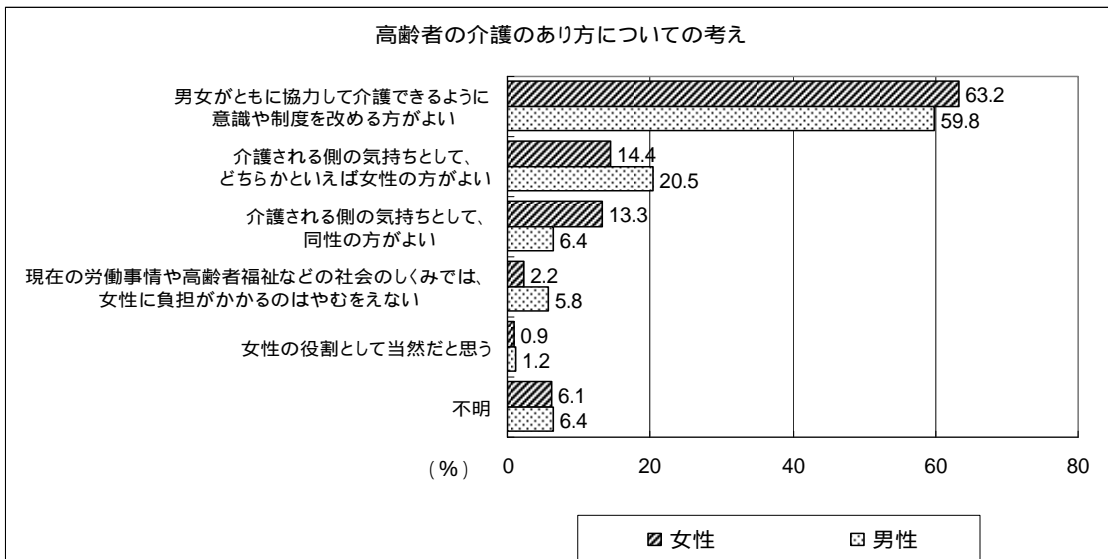


図 - 2 1 女性に対する暴力の経験や見聞き (前期プラン 34 ページ)(市民アンケート)

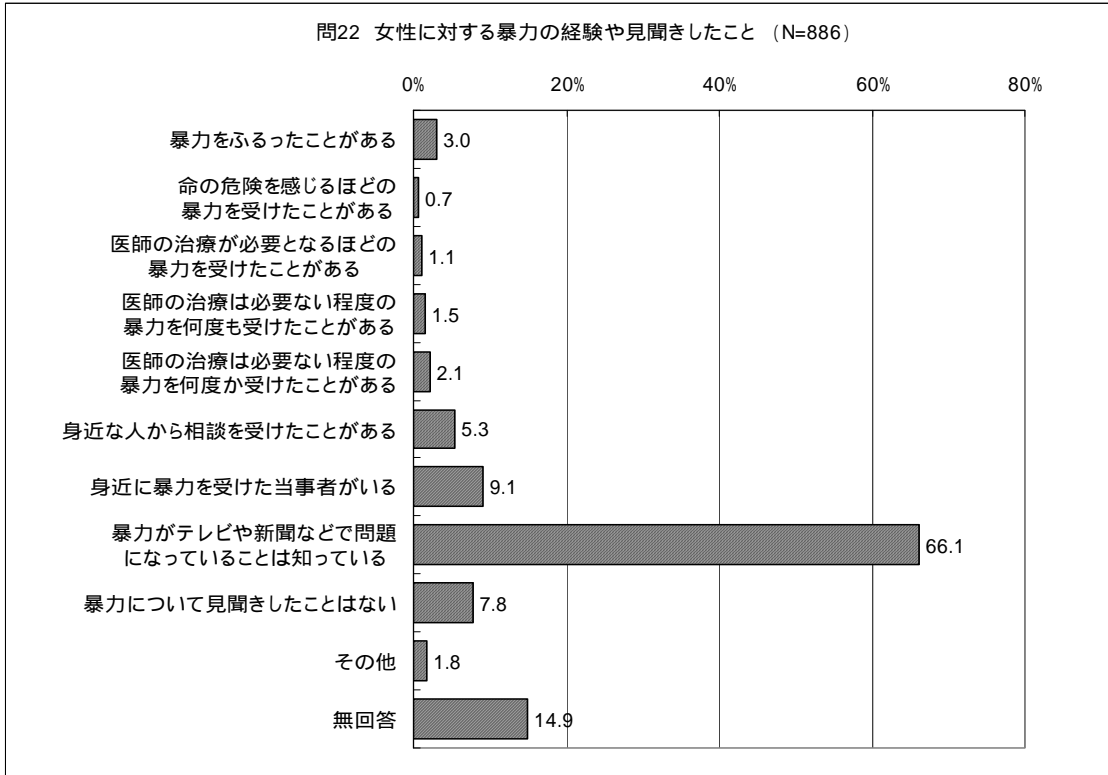


図 - 2 2 職場においてセクシュアル・ハラスメントの有無 (前期プラン 34 ページ)(市職員アンケート)

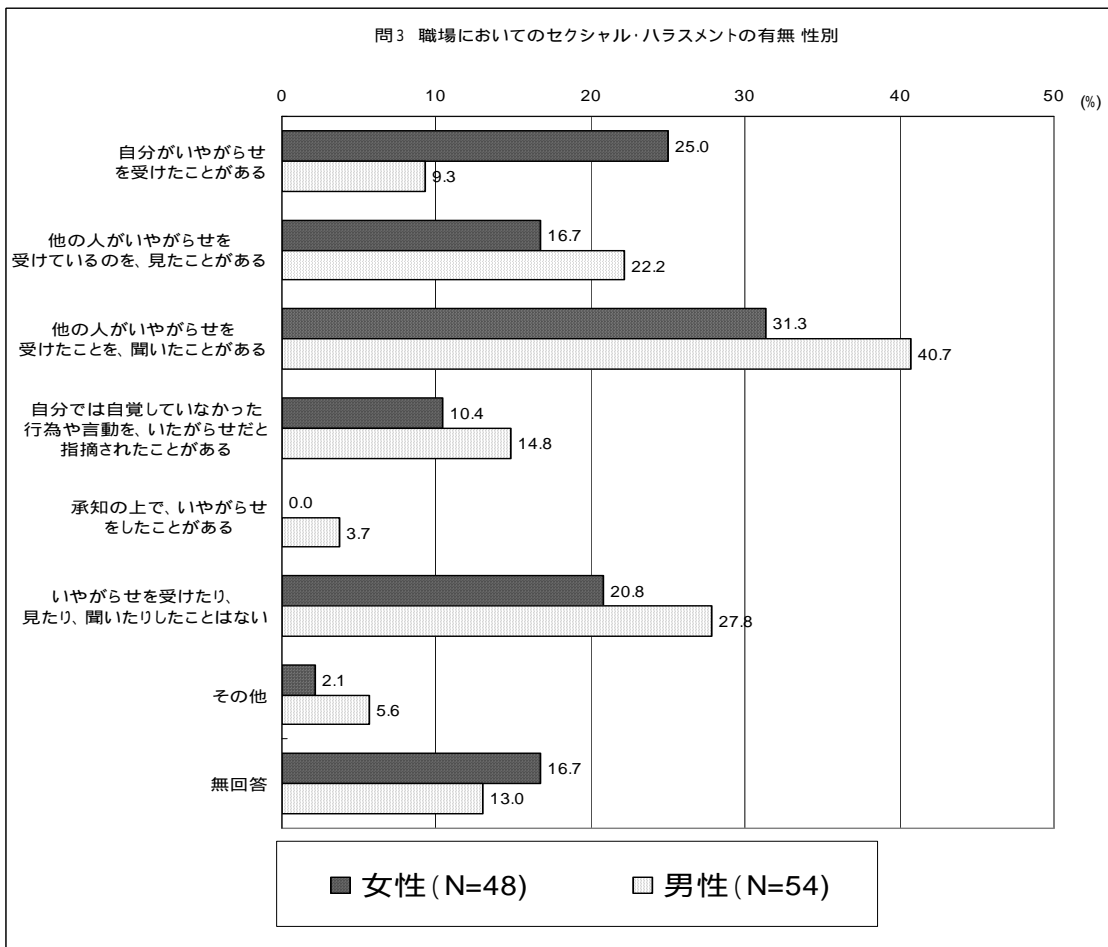


図 - 2 1 女性に対する暴力の経験や見聞き (市民アンケート)

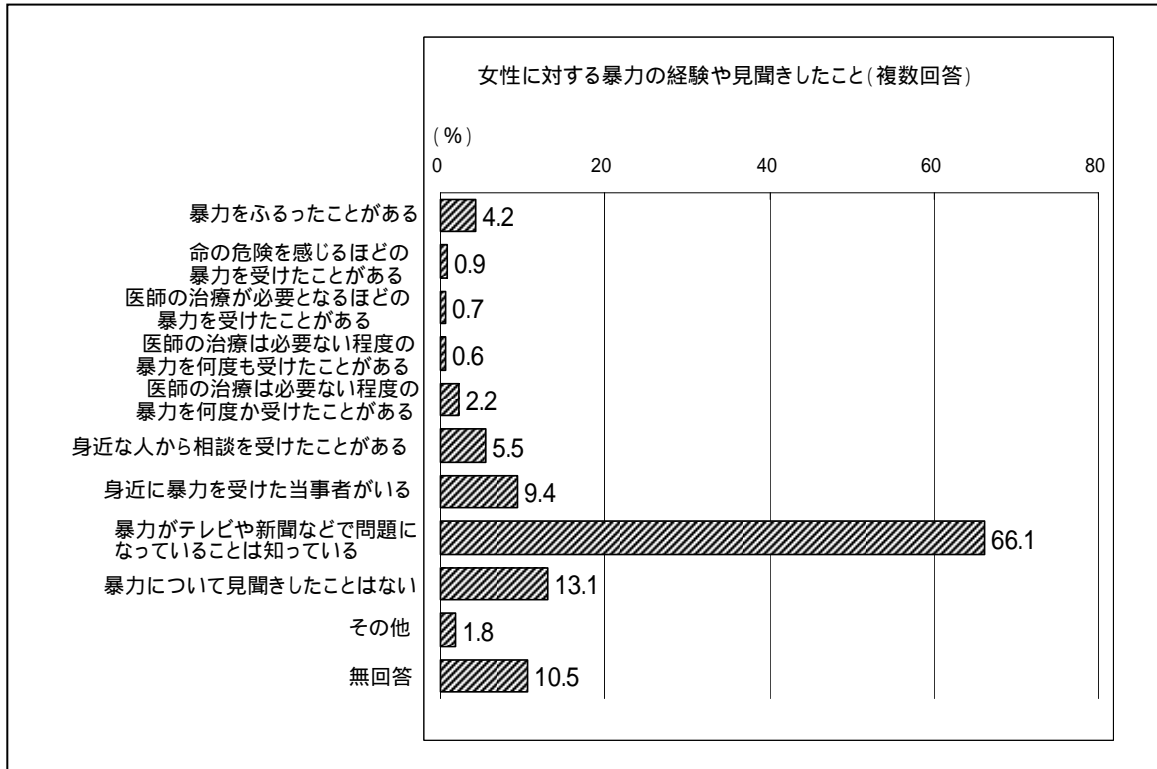


図 - 2 2 職場においてセクシュアル・ハラスメントの有無 (市職員アンケート)

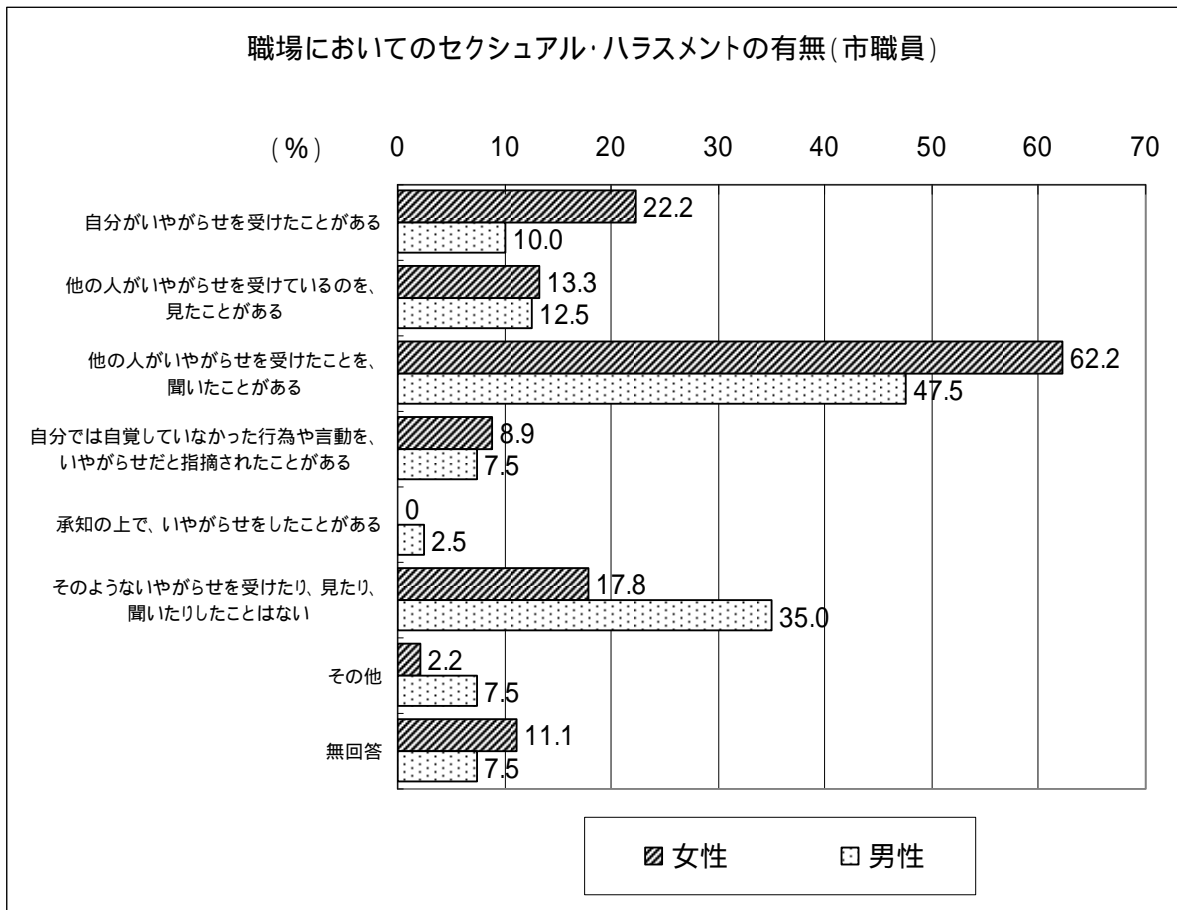


図 - 2 3 女性に対する暴力をなくすために必要なこと（前期プラン 35 ページ）
（市民アンケート）

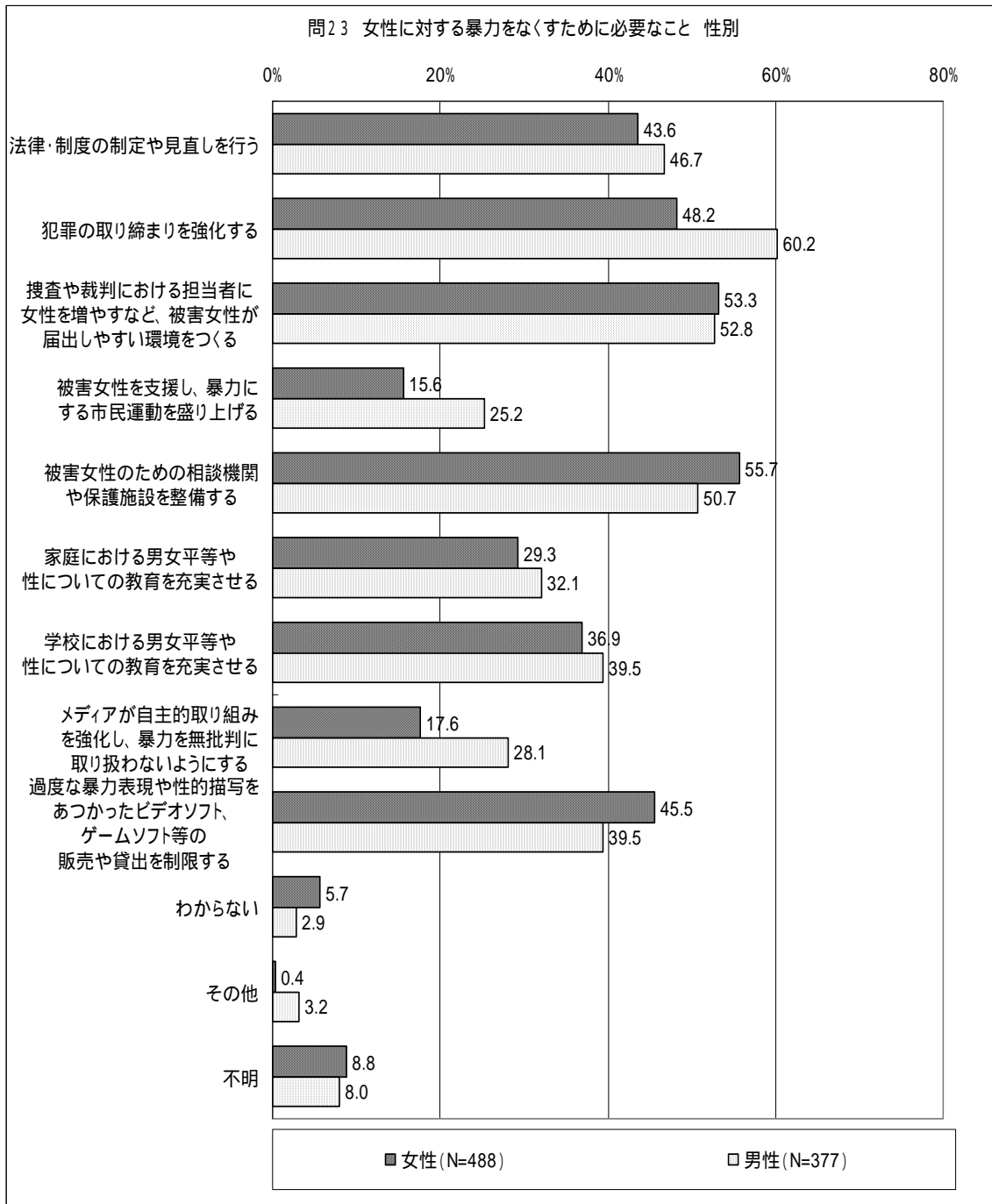


図 - 2 3 女性に対する暴力をなくすために必要なこと（後期プラン 18 ページ）
（市民アンケート）

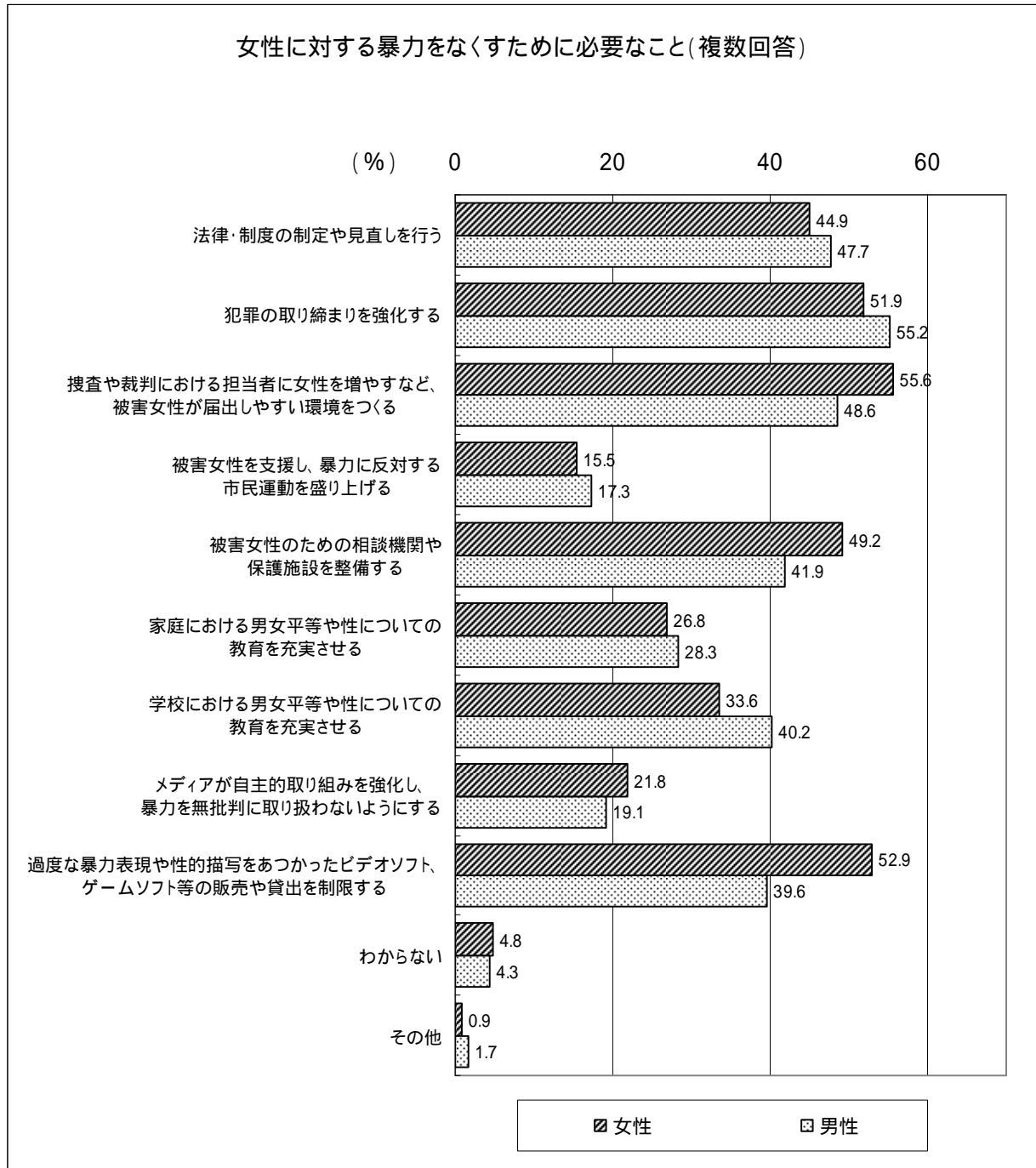


図 - 2 4 セクシュアル・ハラスメント防止に向けての必要な取組（前期プラン 35 ページ）
（市職員アンケート）

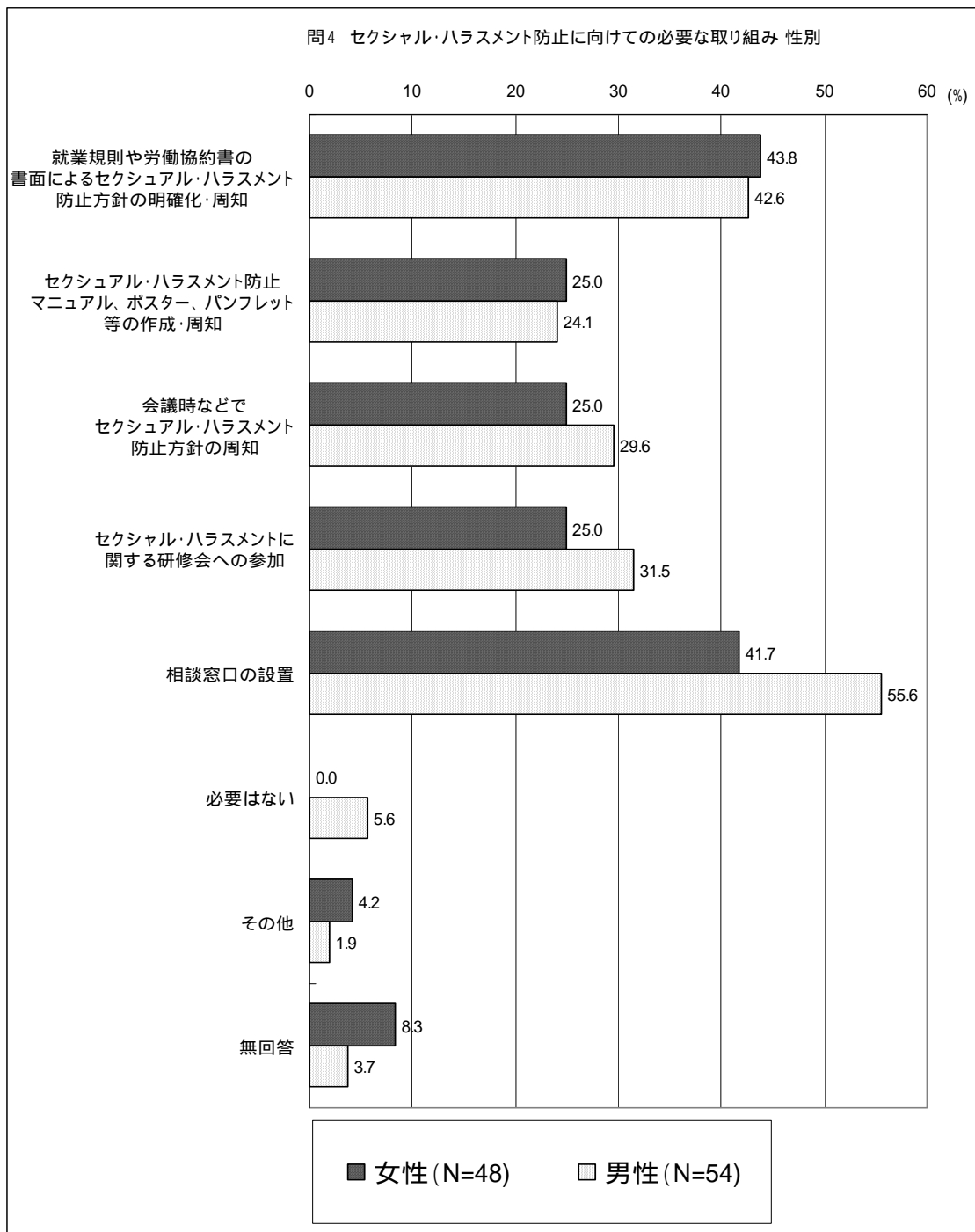


図 - 2 4 セクシュアル・ハラスメント防止に向けての必要な取組（市職員アンケート）

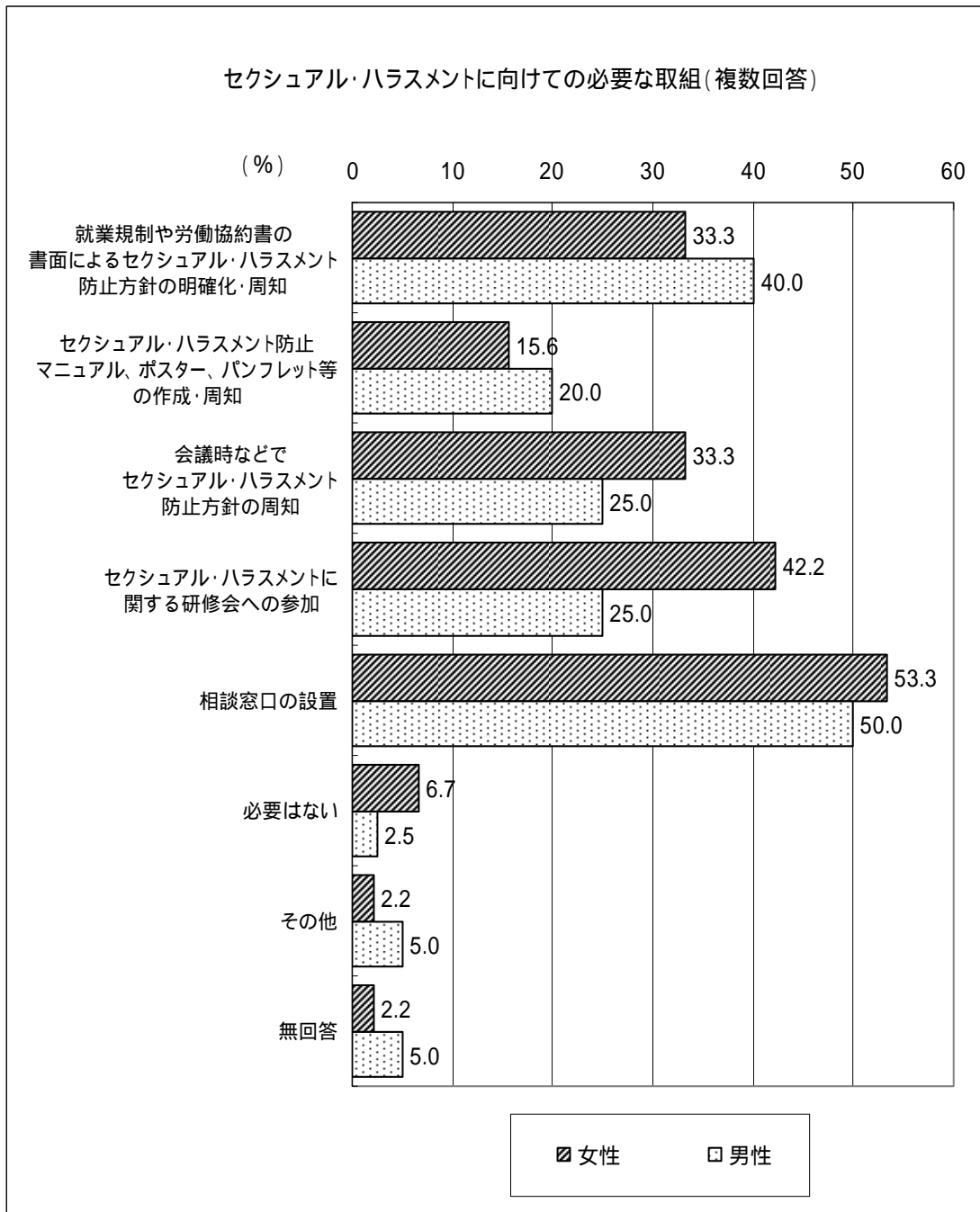


図 - 2 5 健康に過ごすために必要なこと (前期プラン 38 ページ) (市民アンケート)

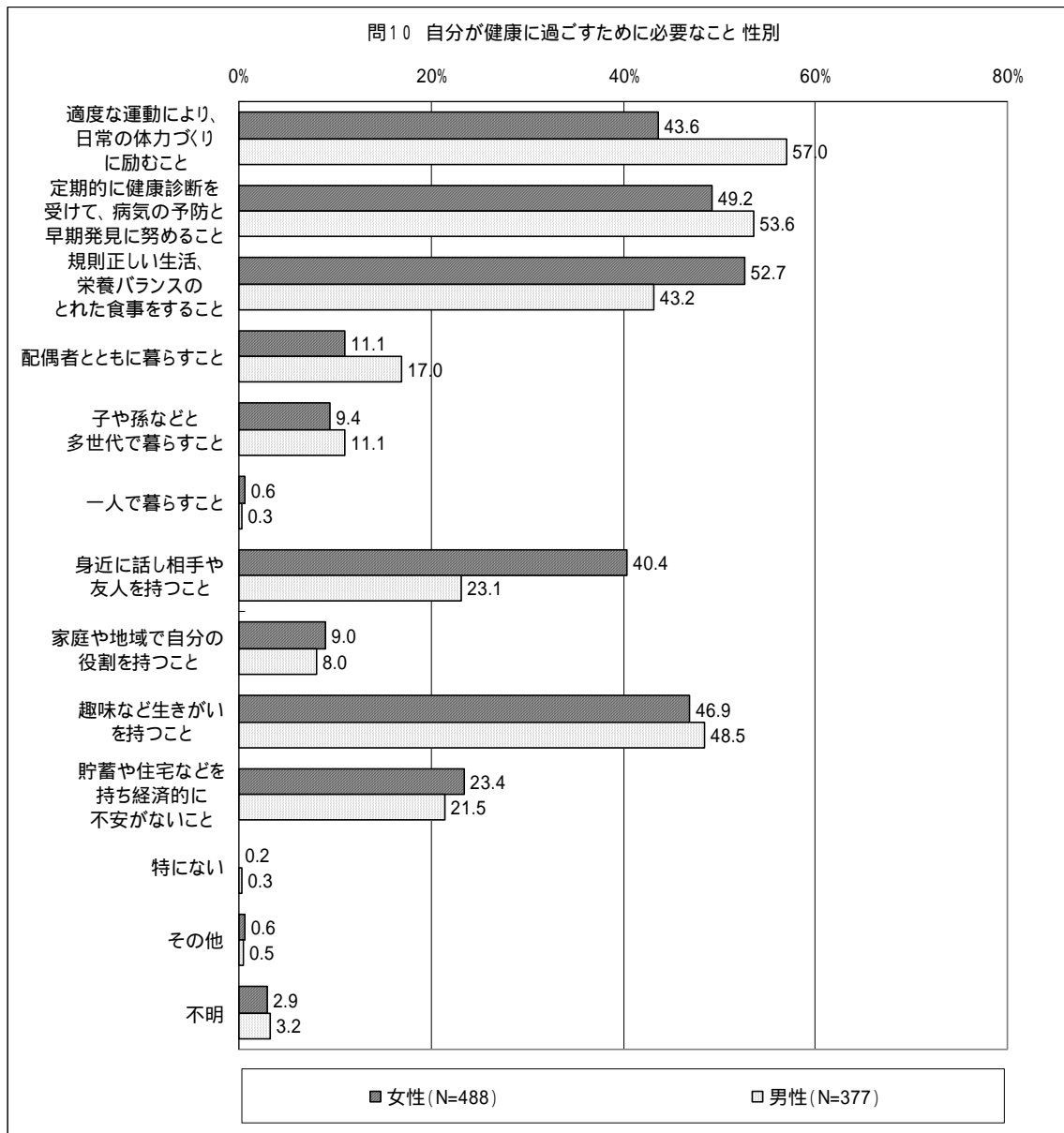


図 - 2 5 健康に過ごすために必要なこと（市民アンケート）

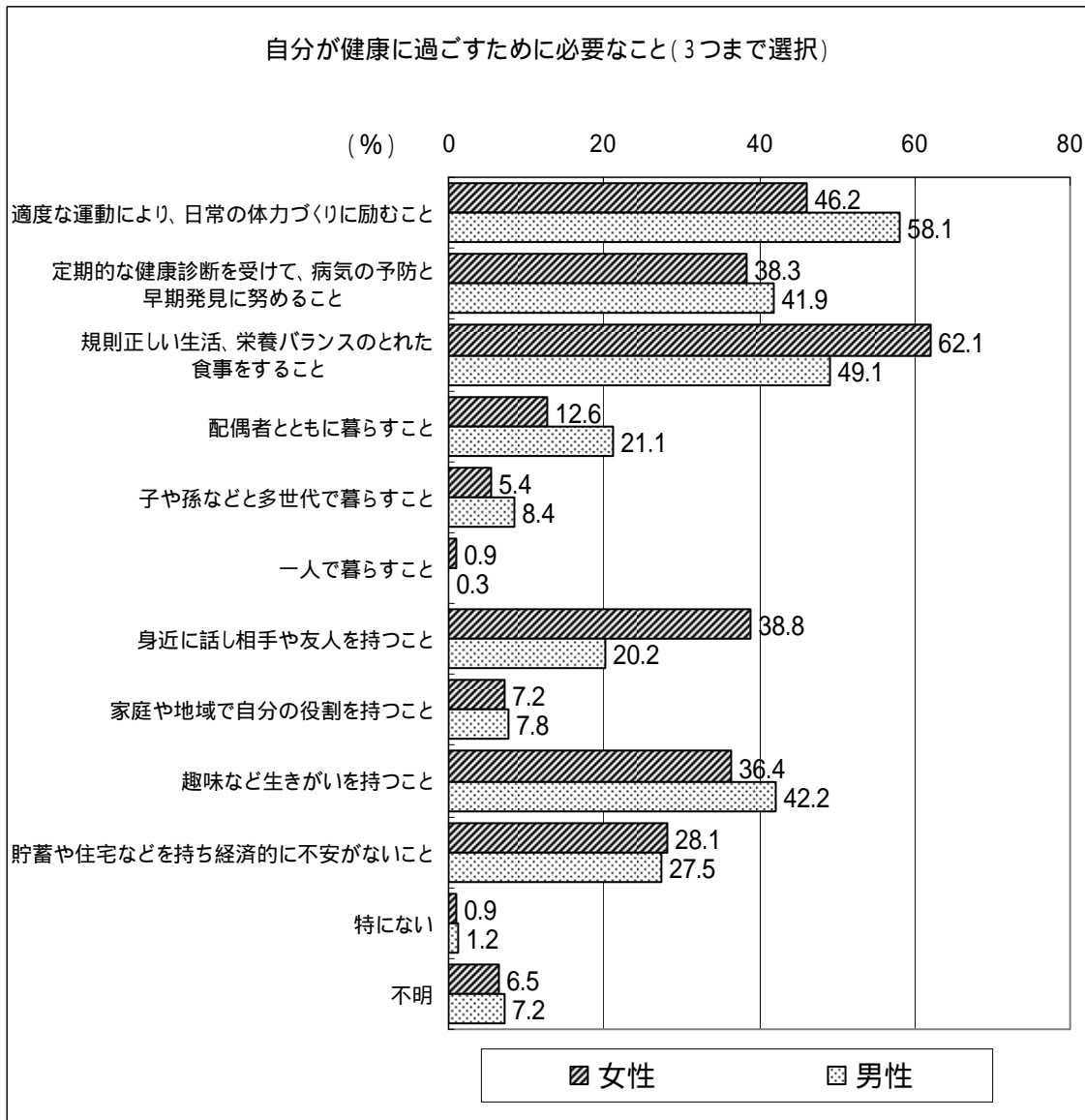


図 - 27 男女共同参画社会の形成のために市が力を入れるべきこと（前期プラン 43 ページ）
（市民アンケート）

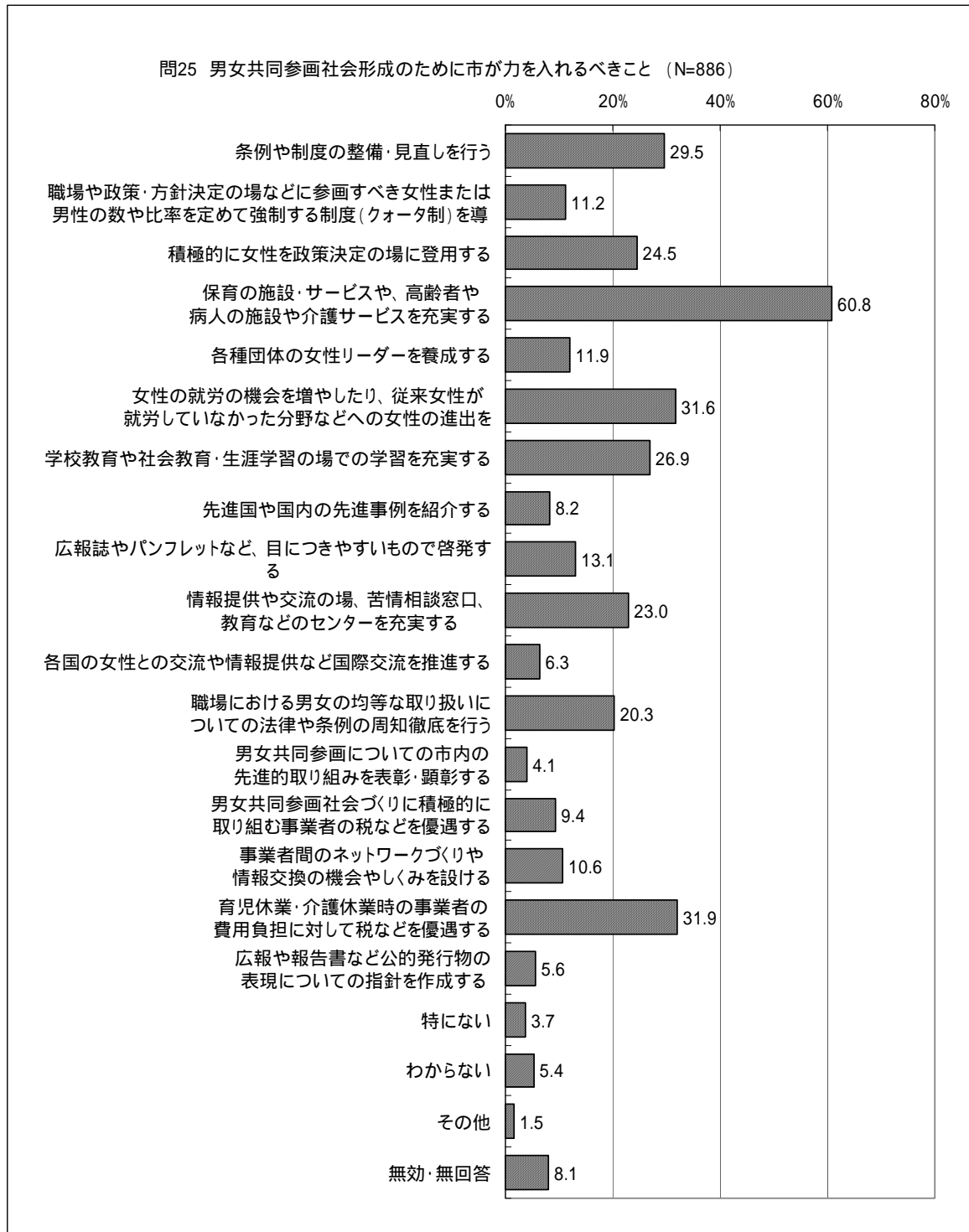
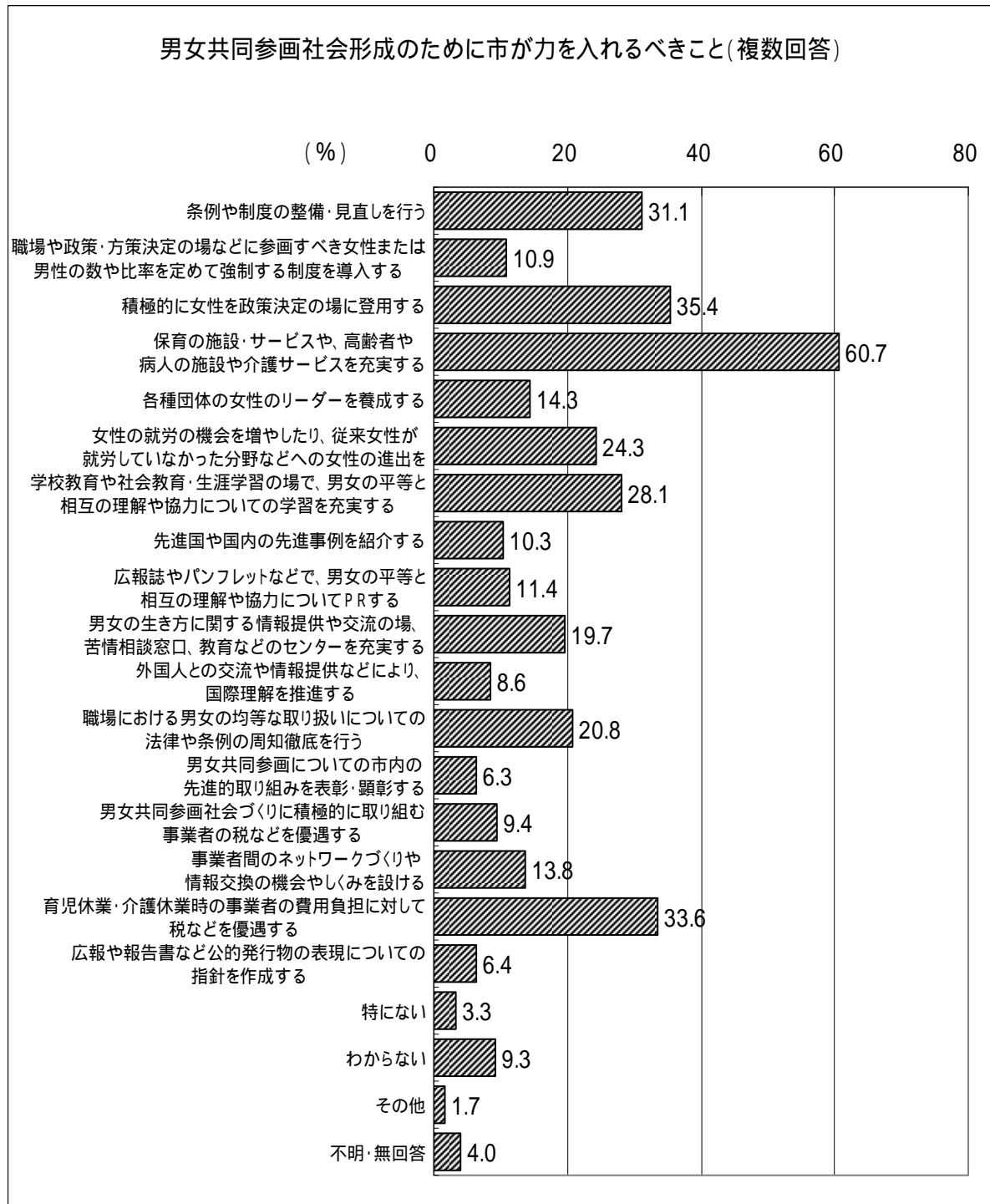


図 - 2 7 男女共同参画社会の形成のために市が力を入れるべきこと（市民アンケート）



男女共同参画社会に向けての国内外の主な動き

年	世界	日本	香川県	さぬき市
1945年 (昭和20年)	「国際連合」設立、「国連憲章」採択	「改正選挙法」公布(婦人参政権実現)		
1946年 (昭和21年)	国連に「婦人の地位委員会」設置	日本国憲法公布 総選挙で初の女性参政権行使		
1947年 (昭和22年)	第1回「婦人の地位委員会」開催	日本国憲法施行 婦人の日(4月10日)制定 「教育基本法」施行(教育の機会均等、男女共学) 「労働省」設置「婦人少年局」発足 「労働基準法」施行(男女同一賃金の明文化) 既婚女性の国籍に関する条約		
1948年 (昭和23年)	「世界人権宣言」採択			
1952年 (昭和27年)	ILO第103号「母性保護に関する条約」採択			
1953年 (昭和28年)	「婦人参政権に関する条約」採択 第1回世界婦人大会開催(コペンハーゲン)			
1957年 (昭和32年)	「既婚女性の国籍に関する条約」採択			
1959年 (昭和34年)			「婦人活動推進本部」「香川県婦人懇談会」設置	
1962年 (昭和37年)	「婚姻の同意、結婚の最低年齢及び婚姻の登録に関する条約」採択			
1967年 (昭和42年)	国連総会「婦人に対する差別撤廃宣言」採択			
1972年 (昭和47年)	第27回国連総会開催 1975年(昭和50年)を「国際婦人年」(目標:平等・開発・平和)に決定			
1975年 (昭和50年)	「国際婦人年」(目標:平等・開発・平和) 6月 国際婦人年世界会議開催(メキシコシティ) 「女性の地位向上のための世界行動計画」採択	9月 総理府に「婦人問題企画推進本部」設置 「婦人問題担当室」「婦人問題企画推進会議」開催		

年	世界	日本	香川県	さぬき市
1976年 (昭和51年)	「国連婦人の十年」開始 ～1985年まで	4月 「特定職種育児休業法」施行(保母等) 6月 「民法等の一部を改正する法律」施行(離婚後復氏制度新設)		
1977年 (昭和52年)		1月 「国内行動計画」策定(計画期間:1977年(昭和52年)～1986年(昭和61年)) 7月 「国立婦人教育会館」開館		
1979年 (昭和54年)	12月 第34回国連総会 「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」(女子差別撤廃条約)採択			
1980年 (昭和55年)	7月 「国連婦人の十年」中間年世界会議(コペンハーゲン) ・「国連婦人の十年後半期行動プログラム」採択 ・「女子差別撤廃条約」署名式			
1981年 (昭和56年)	6月 ILO第156条約「家族的責任を有する労働者条約」採択 9月 「女子差別撤廃条約」発効	1月 民法及び家事審判法の一部改正 配偶者の法定相続分改正 5月 婦人に関する施策の推進のための「国内行動計画後期重点目標」策定	4月 「第2次県民福祉総合計画」に「婦人対策の推進」位置付け 12月 「香川県婦人懇談会」再発足	
1982年 (昭和57年)			4月 「婦人行動計画」策定 10月 「婦人対策推進本部」再発足	
1983年 (昭和58年)			11月 「香川県各種婦人団体懇話会」設立	
1985年 (昭和60年)	7月 「国連婦人の十年」最終年世界会議開催(ナイロビ) 「西暦2000年に向けての婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択(目標:平等・開発・平和)	1月 「国籍法及び戸籍法の一部改正」施行(父母両系統主義等) 6月 「男女雇用機会均等法」公布 6月 「女子差別撤廃条約」批准 7月 「女子差別撤廃条約」発効 7月 ナイロビ世界会議政府間会議参加	4月 「第3次県民福祉総合計画」に「婦人の地位向上」についての課題を明示 7月 ナイロビ世界会議・NGOフォーラムへ各種婦人団体懇話会代表者5名を派遣	
1986年 (昭和61年)		1月 婦人問題企画推進本部拡充:構成を全省庁に拡大 2月 「婦人問題企画推進有識者会議」設置 4月 「国民年金法一部改正」施行(女性の年金権の確立等) 4月 「男女雇用機会均等法」施行	4月 「女性の海外派遣研修事業」開始 10月 広報誌「かがわ女性ジャーナル」創刊	

年	世界	日本	香川県	さぬき市
1987年 (昭和62年)		5月 「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定		
1988年 (昭和63年)		4月 「改正労働基準法」施行	4月 「香川女性のための新行動計画」策定 「新行動計画推進地域会議事業」開始	
1990年 (平成2年)	5月 国連経済社会理事会「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択		4月 「女性友好の翼」事業開始 5月 「21世紀長期構想」に「男女共同参加の促進」を明示	
1991年 (平成3年)		5月 「西暦2000年に向けての新国内行動計画(第一次改定)」策定		
1992年 (平成4年)	6月 国連環境と開発に関する会議開催(地球サミット)(リオデジャネイロ)「リオ宣言及びアジェンダ21」採択 第1回アジア女性会議開催	4月 「育児休業法」施行 12月 婦人問題担当大臣設置	4月 「男女共同参画型社会へ向けての香川行動計画」策定 4月 「民生部婦人児童課女性対策推進室」設置	
1993年 (平成5年)	6月 世界人権会議開催「ウィーン宣言及び行動計画」採択 12月 「女性に対する暴力撤廃宣言」採択	4月 中学校での家庭科の男女共修の実施 12月 「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律(パートタイム労働法)」施行		
1994年 (平成6年)	6月 開発と女性に関する第2回アジア・太平洋大臣会議開催 「ジャカルタ宣言」採択 9月 国際人口・開発会議「カイロ宣言」採択	4月 高等学校での家庭科の男女共修完全実施 7月 総理府令一部改正により総理府に「男女共同参画推進本部」「男女共同参画室」「男女共同参画審議会」設置		
1995年 (平成7年)	3月 社会開発サミット「コペンハーゲン宣言」採択 9月 第4回世界女性会議開催(北京) 「北京宣言及び行動綱領」採択	4月 「育児・介護休業法」改正(介護休業制度の法制化、1999年度(平成11年度)施行) 6月 「ILO第156号条約」批准		
1996年 (平成8年)	8月 「子どもの商業的搾取に反対する世界会議宣言」採択(ストックホルム) 「ストックホルム宣言及び行動アジェンダ」採択	4月 「優生保護法」を一部改正し、「母体保護法」成立・施行 7月 男女共同参画審議会「男女共同参画ビジョン」答申 9月 男女共同参画推進連携会議(えがりてネットワーク)発足 12月 「男女共同参画2000年プラン」策定	3月 「21世紀長期構想事業計画」策定 4月 「男女共同参画推進本部」「生活環境部青少年女性課女性政策室」「香川県女性懇談会」設置 12月 女性の参政権行使50周年記念事業「かがわ女性フェスティバル」開催	

年	世界	日本	香川県	さぬき市
1997年 (平成9年)	10月 児童労働に関する国際会議(オスロ) 「行動のための課題」採択	4月 「男女共同参画審議会設置法」施行 6月 「男女雇用機会均等法」一部改正 10月 「労働省婦人局婦人少年」を「労働省女性局女性少年室」に改称 12月 「介護保険法」公布	3月 「男女共同参画社会へ向けての香川行動計画(改定)」策定 6月 「香川県各種婦人団体懇話会」を「香川県各種女性団体協議会」に改称	
1998年 (平成10年)		11月 男女共同参画審議会 「男女共同参画社会基本法について」答申 12月 「特定非営利活動促進法(NPO法)」施行		
1999年 (平成11年)	10月 ESCAPハイレベル政府間会議(バンコク) 第43回国連女性の地位委員会で「女子差別撤廃条約の選択議定書」採択	4月 「改正男女雇用機会均等法」「改正育児・介護休業法」施行 「労働基準法(新法)」改正施行 「都道府県労働局」設置 5月 男女共同参画審議会 「女性に対する暴力のない社会を目指して」答申 6月 「男女共同参画社会基本法」公布・施行 7月 「食料・農業・農村基本法」公布・施行(女性の参画の促進を規定) 11月 「農山漁村男女共同参画推進指針」発表 11月 「児童売春・児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」施行 12月 「少子化対策推進基本方針」決定		
2000年 (平成12年)	6月 国連特別総会「女性2000年会議」開催(ニューヨーク) 「政治宣言」及び「成果文書」採択 9月 ILO「母性保護条約(改正)に関する改正条約」採択 9月 「国連ミレニアム宣言」	4月 「介護保険法」施行 4月 「都道府県労働局」設置 「女性少年室」を「雇用均等室」に改称 7月 男女共同参画審議会 「女性に対する暴力に関する基本的方策について」答申 9月 男女共同参画審議会 「男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方」答申 11月 「ストーカー行為等の規制等に関する法律(ストーカー規制法)」公布・施行 11月 「児童虐待の防止等に関する法律」施行 12月 「男女共同参画基本	4月 「生活環境部青少年女性課男女共同参画推進室」設置 6月 新世紀基本構想「みどり・うるおい・にぎわい創造プラン」策定 7月 「男女共同参画社会づくり指導者育成セミナー」開始 7月 「男女共同参画フォーラム」実施	

年	世界	日本	香川県	さぬき市
2001年 (平成13年)	8月「人種主義、人種差別、外国人排斥及び関連のある不寛容に反対する世界会議」(ダーバン)	1月「内閣府男女共同参画局」設置 「男女共同参画審議会」を「男女共同参画会議」に改正 6月 第1回男女共同参画週間 10月「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)」施行(一部、2002年(平成14年)4月施行)	2月「香川県男女共同参画推進委員会」設置 3月「かがわエンゼルプラン21」策定 5月「男女共同参画社会に関する県民意識調査」実施 7月「仕事と家庭の両立支援調査」実施 11月「かがわ男女共同参画プラン」策定	
2002年 (平成14年)	8月「持続可能な開発に関する世界首脳会議(地球サミット)」(ヨハネスブルグ)	4月「改正育児・介護休業法」施行	4月「政策部青少年・男女共同参画課」設置 4月「香川県男女共同参画推進条例」施行 4月「配偶者暴力相談支援センター」設置 5月「香川県男女共同参画審議会」「男女共同参画相談室」設置 6月 各市町に「かがわ男女共同参画推進員」配置	4月 さぬき市発足 企画部企画財政課内に「男女共同参画担当」設置 11月「さぬき市男女共同参画推進活動事業費助成金交付要綱」施行 12月 さぬき市男女共同参画プラン策定委員会委員募集
2003年 (平成15年)	7月 第29会期国連「女子差別撤廃委員会」	5月「健康増進法」施行 6月 男女共同参画推進本部「女性のチャレンジ支援策」決定 7月「次世代育成支援対策推進法」施行(一部8月施行)(一部、2005年(平成17年)4月施行) 7月 国連女子差別撤廃委員会による第4回、第5回日本政府報告書審議 9月「少子化社会対策基本法」施行 10月 男女共同参画会議・苦情処理・監視専門調査会「男女共同参画にかかわる情報の収集・整備・提供に関する調査検討結果について」		4月 企画部政策課に「男女共同参画推進担当」設置 4月 教育委員会事務局生涯学習課が「女性教育・家庭教育(社会教育関係)」担当 6月「さぬき市男女共同参画プラン策定委員会」設置 10月 男女共同参画に関するアンケート調査の実施 11月「さぬき市男女共同参画推進事業講演会」開催
2004年 (平成16年)		10月「改正児童虐待防止法」施行(一部、2005年(平成17年)4月施行) 12月「改正DV防止法」施行		6月「さぬき市男女共同参画プラン」策定 11月 さぬき市男女共同参画情報スペース設置
2005年 (平成17年)	2月「北京+10」(第49回国連婦人の地位委員会)(ニューヨーク)	4月「改正育児・介護休業法」施行 7月 男女共同参画会議「男女共同参画基本計画改定にあたっての基本的な考え方」答申 12月「男女共同参画基本計画(第2次)」策定 12月「女性の再チャレンジ支援プラン」策定	3月「次世代育成支援行動計画」策定	4月 総務部秘書課内に男女共同参画担当配置換 4月「さぬき市男女共同参画推進本部」設置 4月「さぬき市男女共同参画推進協議会」設置

年	世界	日本	香川県	さぬき市
2006年 (平成18年)			3月「かがわ男女共同参画プラン」後期計画策定	8月「さぬき市男女共同参画を推進する条例研究グループ」設置
2007年 (平成19年)		4月 労働安全衛生法の一部改正施行(労働時間の短縮促進に関する臨時措置法の一部改正等) 4月 男女雇用機会均等法の一部改正施行		4月 総務部政策課内に男女共同参画担当配置換 4月 任期満了に伴う「さぬき市男女共同参画推進協議会委員」任命
2008年 (平成20年)		1月「改正DV防止法」施行	4月 香川県男女共同参画自主企画研修支援事業の設置	6月 男女共同参画に関するアンケート調査の実施
2009年 (平成21年)				6月「さぬき市男女共同参画推進条例」制定(6月24日公布・施行) 9月「さぬき市男女共同参画プラン後期計画」策定

男女共同参画社会基本法（平成十一年六月二十三日法律第七十八号）

最終改正：平成一一年一二月二二日法律第一六〇号

目次

前文

第一章 総則（第一条 第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条 第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条 第二十八条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

- 2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
- 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
- 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、

又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則 （平成十一年七月一六日法律第一〇二号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

（職員の身分引継ぎ）

第三条 この法律の施行の際現に従前の総理府、法務省、外務省、大蔵省、文部省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省、郵政省、労働省、建設省又は自治省（以下この条において「従前の府省」という。）の職員（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第八条の審議会等の会長又は委員長及び委員、中央防災会議の委員、日本工業標準調査会の会長及び委員並びに これらに類する者として政令で定めるものを除く。）である者は、別に辞令を発せられない限り、同一の勤務条件をもって、この法律の施行後の内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省若しくは環境省（以下この条において「新府省」という。）又はこれに置かれる部局若しくは機関のうち、この法律の施行の際現に当該職員が属する従前の府省又はこれに置かれる部局若しくは機関の相当の新府省又はこれに置かれる部局若しくは機関として政令で定めるものの相当の職員となるものとする。

（別に定める経過措置）

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 （平成十一年一月二二日法律第一六〇号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。

香川県男女共同参画推進条例（平成14年3月27日 香川県条例第3号）

改正 平成16年12月21日 条例第59号

目次

- 第1章 総則（第1条 - 第7条）
- 第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策（第8条 - 第19条）
- 第3章 香川県男女共同参画審議会（第20条 - 第25条）
- 附 則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女の人権を尊重し、かつ、少子高齢化の進展等の社会経済情勢の急速な変化に対応していくことが重要であることにかんがみ、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、並びに県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会の形成を図り、あわせて豊かで活力のある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「男女共同参画」とは、男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。

2 この条例において「積極的改善措置」とは、前項に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（基本理念）

第3条 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人としての能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

2 男女共同参画の推進に当たっては、性別による固定的な役割分担意識等に基づく社会における制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されなければならない。

3 男女共同参画の推進は、男女が、社会の対等な構成員として、県その他の団体における政策又は方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

4 男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、職場、学校、地域その他の家庭以外の社会における活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

（県の責務）

第4条 県は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施するものとする。

2 県は、男女共同参画の推進に当たっては、県民、事業者、市町及び国と連携して取り組む

ものとする。

(県民の責務)

第5条 県民は、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に寄与するよう努めなければならない。

2 県民は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、男女が職場における活動に共同して参画する機会を確保すること、男女が職場における活動と家庭その他の職場以外の社会における活動とを両立して行うことができる就業環境を整備することその他男女共同参画の推進に努めなければならない。

2 事業者は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(男女共同参画を阻害する行為の禁止)

第7条 何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、次に掲げる男女共同参画を阻害する行為をしてはならない。

一 性別による差別的取扱い

二 セクシュアル・ハラスメント(性的な言動により相手方の生活環境を害する行為又は性的な言動に対する相手方の対応によりその者に不利益を与える行為をいう。)

三 男女間における暴力的行為(精神的に著しく苦痛を与える行為を含む。)

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(男女共同参画計画)

第8条 知事は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、男女共同参画計画を定めようとするときは、あらかじめ、香川県男女共同参画審議会の意見を聴かななければならない。

4 知事は、男女共同参画計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第9条 県は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮するものとする。

(県民等の理解を深めるための措置)

第10条 県は、男女共同参画に関する県民及び事業者の理解を深めるため、広報活動、教育及び学習の機会の提供その他必要な措置を講ずるものとする。

(県民等に対する支援)

第11条 県は、県民又は事業者が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情

報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

（市町に対する支援）

第12条 県は、市町に対し、当該市町の区域における男女共同参画の推進に関する計画の策定等に関し、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

（附属機関等の委員の構成）

第13条 県は、附属機関その他これに準ずるものの委員その他の構成員の任命又は委嘱に当たっては、積極的改善措置を講ずることにより男女の委員の数が均衡するよう努めるものとする。

（調査研究）

第14条 県は、男女共同参画を効果的に推進するため、必要な調査研究を行うものとする。

（体制の整備等）

第15条 県は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するため、必要な体制の整備に努めるとともに、財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

（事業者の報告）

第16条 知事は、男女共同参画の推進のために必要があると認めるときは、事業者に対し、その事業活動における男女共同参画の状況について報告を求めることができる。

（男女共同参画の推進状況等の公表）

第17条 知事は、毎年、男女共同参画の推進状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を公表するものとする。

（相談及び苦情の処理）

第18条 知事は、関係行政機関と協力して、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する要因による人権侵害に関する県民又は事業者からの相談に適切に対処するために必要な措置を講ずるものとする。

2 知事は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関する県民又は事業者からの苦情に適切に対処するために必要な措置を講ずるものとする。

3 前項の場合においては、知事は、香川県男女共同参画審議会の意見を聴かなければならない。

（被害者の保護等）

第19条 県は、配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）からの第七条第三号に掲げる行為（以下「暴力的行為」という。）を受けた者（配偶者からの暴力的行為を受けた後婚姻を解消した者であって、当該配偶者であった者から引き続き生命又は身体に危害を受けるおそれがあるものを含む。以下「被害者」という。）に対し、適切な助言、施設への一時的な入所等による保護その他の必要な支援を行うものとする。

2 前項の施設の管理者又は職員は、被害者の申出により、暴力的行為をした者（以下「加害者」という。）からの暴力的行為が引き続き行われるおそれがあるとき、その他被害者の保護のために必要があると認めるときは、加害者に対し、被害者との面会及び交渉を禁止し、若しくは制限し、又は被害者の存在を秘匿することができる。

第3章 香川県男女共同参画審議会

(設置)

第20条 この条例の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、知事の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する重要事項について調査審議するため、香川県男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

第21条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満とならないものとする。

3 委員は、男女共同参画の推進に関し優れた識見を有する者のうちから、知事が委嘱する。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

(会長)

第22条 審議会に、会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第23条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(専門委員会)

第24条 審議会は、その定めるところにより、専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会に属すべき委員は、会長が指名する。

(雑則)

第25条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)第14条第1項の規定により定められた男女共同参画計画は、第8条第1項の規定により定められた男女共同参画計画とみなす。

附 則(平成16年12月21日条例第59号)

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行する。

さぬき市男女共同参画推進条例

平成21年6月24日 条例第21号

目次

前文

第1章 総則（第1条 - 第8条）

第2章 男女共同参画を阻害する行為の制限（第9条・第10条）

第3章 男女共同参画の推進に関する施策（第11条 - 第19条）

第4章 雑則（第20条）

附則

私たちはみな、性別に関わりなく、個人として尊重される平等な存在です。

国における「男女共同参画社会基本法」の制定という動きのなかで、さぬき市では「さぬき市男女共同参画プラン」を策定し、男女共同参画社会づくりに取り組んできました。

しかしながら、今なお、男女の役割を固定的にとらえる意識や社会慣行が根強く残っており、真の男女平等の実現を妨げることになっています。

私たちは、国内外の様々な場所で生まれ育った人たちがさぬき市民として暮らすなかで、お互いの多様な生き方を認め合い、男女が対等な立場で人権を尊重し、共に責任を担い、利益も分かち合う男女共同参画社会の実現を急がなければなりません。

ここに、私たちは、市民一人一人が互いを大切にし、「自分らしく、ともにいきいきと生きることができるまち」さぬき市をつくることを目指してこの条例を定めます。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、市、市民、市民が関わる各種団体、事業者及び教育関係者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、男女共同参画社会を実現することを目的とします。

（定義）

第2条 この条例における用語の意義は、次のとおりとします。

- (1) 男女共同参画社会 男女が、個人として尊重され、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が等しく政治的、経済的、社会的及び文化的利益を受けることができ、かつ、共に責任を担う社会
- (2) 市民 市内に住む人、市内で働く人、市内で学ぶ人及び滞在するすべての人

- (3) 事業者 市内において営利、非営利を問わず事業活動を行う個人及び法人
- (4) 教育関係者 市内においてあらゆる教育又は保育に携わる人
- (5) 市民が関わる各種団体 市民が市内において主体的に地域活動を行う団体
- (6) ドメスティック・バイオレンス 配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）又はかつて配偶者であった者に対する、身体的、性的、精神的又は経済的苦痛を与える暴力的行為及びその行為から生ずる子への暴力的行為
- (7) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により相手方の心身に不快感や苦痛を与え、相手の生活環境を害すること、又はその相手に不利益を与える行為
- (8) 積極的格差是正措置 社会のあらゆる分野における活動において男女間に参画する機会の格差が生じている場合に、その格差を是正するため必要な範囲内で、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供すること。

（基本理念）

第3条 男女共同参画社会の形成は、次に掲げる事項を基本理念として、推進されなければなりません。

- (1) 男女は、個人として尊重され、直接的、間接的を問わず性別による差別的取扱いを受けることなく、家庭、地域、職場、学校その他のあらゆる場において、その個性及び能力を発揮する機会が確保されること。
- (2) 男女は、性別による固定的な役割分担等に基づく社会の制度又は慣行により、その社会活動を制限されることなく、多様な生き方が自由に選択できるよう配慮されること。
- (3) 男女は、社会の対等な構成員として、家庭、地域、職場、学校その他のあらゆる場における施策や方針の立案及び決定に、共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 男女は、互いに尊重し合い、相互の協力と社会的支援のもと、家庭生活における活動及び職業生活その他の社会における活動に対等に参画し、両立できるように配慮されること。
- (5) 家庭、地域、職場、学校その他のあらゆる場において、個人の尊厳及び男女平等を基本とした教育が行われること。
- (6) ドメスティック・バイオレンス、セクシュアル・ハラスメント等の暴力は、犯罪及び人権侵害であるとの認識のもと、その根絶を目指すこと。
- (7) 男女は、互いに尊重し合い、それぞれの性に関する理解を深め、また、妊娠、出産等について互いの意思が尊重され、産む性としての女性の身体的機能に配慮し、共に生涯にわたり健康な生活が営まれるようにすること。
- (8) 男女共同参画社会の形成は、国際的な取組と密接に関わっていることから、その動向に配慮するよう努めること。

(市の責務)

第4条 市は、男女共同参画社会の形成を主要な施策として位置付け、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)に基づき、国際社会や国内の情勢を踏まえ、男女共同参画社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、実施します。

2 市は、男女共同参画の推進に当たっては、市民の意見を尊重するとともに、市民、市民が関わる各種団体、事業者及び教育関係者のほか、国、県及び他の地方公共団体と連携し、協力します。

3 市は、男女共同参画社会の形成に関する施策を推進するため、必要な体制を整備するとともに、財政上の措置を講じるよう努めます。

4 市は、政策の立案及び決定過程に男女の区別なく参画できること、男女が共に働きやすい職場環境の整備等、率先して男女共同参画を推進します。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念に基づき、男女共同参画社会について理解を深め、家庭、地域、職場、学校その他のあらゆる場において、自ら積極的に男女共同参画の推進に努めるものとします。

2 市民は、市が実施する男女共同参画社会の形成に関する施策、調査等に協力するよう努めるものとします。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、その事業活動において、男女の対等な参画機会を確保し、雇用上の格差を解消するよう努めるとともに、男女が職場における活動と家庭、地域、学校等における活動とを両立できる職場環境づくりに努めるものとします。

2 事業者は、市が実施する男女共同参画社会の形成に関する施策、調査等に協力するよう努めるものとします。

(教育関係者の責務)

第7条 教育関係者は、教育及び保育の場において、男女共同参画の推進に配慮した教育及び保育を行うよう努めるものとします。

2 教育関係者は、市が実施する男女共同参画社会の形成に関する施策、調査等に協力するよう努めるものとします。

(市民が関わる各種団体の責務)

第8条 市民が関わる各種団体は、その団体活動において、男女の対等な参画機会を確保し、男女共同参画の推進に努めるものとします。

2 市民が関わる各種団体は、市が実施する男女共同参画社会の形成に関する施策、調査等に協力するよう努めるものとします。

第2章 男女共同参画を阻害する行為の制限

(性別による権利侵害の禁止)

第9条 すべての人は、家庭、地域、職場、学校その他のあらゆる場において、次の各号に掲げる行為を行ってはなりません。

- (1) 性別による差別的取扱い
 - (2) ドメスティック・バイオレンス
 - (3) セクシュアル・ハラスメント
- (公衆に表示する情報に関する配慮)

第10条 すべての人は、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担、暴力的行為若しくは性的いやがらせを助長又は連想させる表現及び過度の性的な表現を行わないよう努めるものとします。

第3章 男女共同参画の推進に関する施策

(基本計画)

第11条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定します。

- 2 市は、基本計画を策定する場合は、市民、事業者及び教育関係者の意見を反映させるよう努めるとともに、さぬき市男女共同参画推進協議会に意見を求めます。
- 3 市は、基本計画を策定したときは、これを公表します。
- 4 前2項の規定は、基本計画を変更する場合について準用します。

(積極的格差是正措置)

第12条 市は、家庭、地域、学校、職場その他の社会のあらゆる場の活動において、男女間の参画機会に係る格差が生じている場合は、市民、事業者及び教育関係者と協力し、積極的格差是正措置を講じるよう努めます。

- 2 市は、市の施策の立案及び決定過程に男女が平等に参画できるよう、附属機関等における委員の構成について、基本計画に数値目標を掲げ、男女の均衡を図るよう努めます。
- 3 市は、男女平等を推進するため、女性職員の能力開発及び管理職等への登用に努めます。

(調査研究)

第13条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を効果的に実施するため、必要な調査研究を行い、その結果を公表します。

(家庭生活とその他の活動の両立支援)

第14条 市は、男女が共に家事、育児、介護その他の家庭生活における活動と地域、職場、学校その他の社会のあらゆる場における活動を両立することができるように必要な支援と環境整備に努めます。

(学習及び教育における支援等)

第15条 市は、男女共同参画について関心と理解を深めるため、市民の学習を支援するよう努めるとともに、家庭教育、学校教育、社会教育その他の教育において、必要な措置を講じるよう努めます。

(情報提供及び普及啓発)

第16条 市は、市民、事業者及び教育関係者の男女共同参画に関する理解を深めるための情報を積極的に提供するとともに、男女共同参画に関する意識の普及及び啓発に努めます。

(推進体制の整備)

第17条 市は、男女共同参画社会の形成の推進に関する施策について、円滑かつ総合的に推進するため、庁内組織の充実、強化に努めます。

2 市は、男女共同参画の推進に関する活動拠点の整備に努めます。

3 市は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、さぬき市男女共同参画推進協議会を置きます。

(苦情及び相談への対応)

第18条 市は、市が実施する男女共同参画社会の形成に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関し、市民及び事業者から苦情の申出があったときは、関係機関と協力し、適正かつ迅速に対応します。

2 市は、前項の申出への対応に当たり、必要と認めるときは、さぬき市男女共同参画推進協議会の意見を聴くことができます。

3 市は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因による人権侵害に関し、市民から相談の申出があったときは、関係機関と連携し、適切な対応を行います。

(実施状況の報告)

第19条 市は、男女共同参画社会の形成に関する施策の実施状況を明らかにするため、報告書を作成し、公表します。

第4章 雑則

(委任)

第20条 この条例に定めるもののほか、男女共同参画の推進に関し必要な事項は、市長が別に定めます。

附 則

この条例は、公布の日から施行します。

さぬき市男女共同参画推進本部設置要綱

平成17年3月24日

訓令第11号

(設置)

第1条 男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、さぬき市男女共同参画推進本部(以下「推進本部」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的な企画及び調整に関すること。

(2) その他男女共同参画の推進のために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長、副本部長及び本部員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、推進本部の事務を総理する。

2 副本部長は、本部長を補佐する。

3 本部長に事故があるときは、本部長があらかじめ指名した副本部長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 推進本部の会議は、本部長が招集し、本部長は、その議長となる。

2 本部長は、必要があると認めたときは、推進本部の会議に関係部局の職員の出席を求め、その意見を聴き、又は説明を受けることができる。

(庶務)

第6条 推進本部の庶務は、総務部政策課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成17年訓令第28号)

この要綱は、平成17年4月7日から施行する。

附 則(平成18年訓令第20号)

この要綱は、平成18年6月11日から施行する。

附 則(平成18年訓令第24号)

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成19年訓令第3号）

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年訓令第4号）

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年訓令第6号）

この要綱は、平成21年3月26日から施行する。

別表（第3条関係）

区 分	役 職 名
本部長	市 長
副本部長	副市長
	教育長
本部員	議会事務局長
	総務部長
	市民部長
	健康福祉部長
	建設経済部長
	市民病院事務部長
	水道局長
	教育委員会事務局教育部長

さぬき市男女共同参画推進協議会設置要綱

平成17年3月24日
告示第39号

(設置)

第1条 市民と行政が協働して男女共同参画社会の実現を目指すため、さぬき市男女共同参画推進協議会(以下「推進協議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) さぬき市男女共同参画プランに基づく施策の推進に関する事。
- (2) 男女共同参画についての情報収集及び調査研究に関する事。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、推進協議会の設置の目的を達成するため市長が必要と認める事項に関する事。

(組織)

第3条 推進協議会は、委員15人以内をもって組織する。

- 2 委員は、女性委員及び男性委員の数がそれぞれ委員の総数の10分の4未満とならないように配慮して、市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 推進協議会に会長及び副会長を置き、会長及び副会長は、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、推進協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 推進協議会の会議は、会長が招集し、会長は、その議長となる。

- 2 会長は、必要があると認めたときは、推進協議会の会議に関係者の出席を求め、その意見を聴き、又は説明を受けることができる。

(庶務)

第6条 推進協議会の庶務は、総務部政策課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進協議会の運営に関し必要な事項は、会長が推進協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。
(さぬき市男女共同参画プラン策定委員会設置要綱の廃止)
- 2 さぬき市男女共同参画プラン策定委員会設置要綱(平成14年さぬき市告示第112号)は、廃止する。

附 則(平成19年告示第45号)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

さぬき市男女共同参画推進協議会委員名簿（50音順）

	氏名	所属・役職等	備考
1	池田 惠津子	さぬき市人権擁護委員	
2	柿木 英子	さぬき市友好翼の会会員	
3	亀井 達男	（前）さぬき市教育委員会委員	
4	工藤 衛一	（前）さぬき市行政改革推進委員会委員	
5	黒田 昌子	（前）かがわ男女共同参画推進委員	
6	高橋 阿津子	（前）かがわ男女共同参画推進委員	
7	谷 幸夫	（前）香川県男女共同参画審議会委員	
8	筒井 美佐子	いきいき市民の会「明風」会長	
9	富田 満壽子	（前）かがわ男女共同参画推進委員	
10	藤井 一昭	さぬき市民生委員児童委員協議会連合会 （前）かがわ男女共同参画推進委員	
11	細谷 和紀	（株）タダノ労働組合	
12	間島 千恵	主婦	
13	松下 肇	さぬき市民生委員児童委員協議会連合会	
14	丸尾 吉徳	さぬき市立長尾中学校長	
15	宮本 暢子	ジェンダーワーク香川	

任期は、平成20年5月13日から平成22年3月31日まで
は会長、 は副会長

さぬき市男女共同参画プラン（後期）策定の経過

年 月 日	会 議 名 等
平成19年10月5日	平成19年度第2回さぬき市男女共同参画推進協議会 ・プラン策定の方向性について協議 (推進協議会においてプランを検討する旨の確認)
平成19年12月21日	平成19年度第3回さぬき市男女共同参画推進協議会 ・市民アンケート内容の検討
平成20年2月1日から 2月22日まで	任期満了に伴うさぬき市男女共同参画推進協議会委員 の募集
平成20年2月19日	平成19年度第4回さぬき市男女共同参画推進協議会 ・市民、中学生、教職員アンケート内容の検討
平成20年3月14日	平成19年度第5回さぬき市男女共同参画推進協議会 ・事業所アンケート内容の検討
平成20年5月13日	平成20年度第1回さぬき市男女共同参画推進協議会 ・さぬき市男女共同参画推進協議会委員委嘱 ・アンケートの実施スケジュールの確認
平成20年6月9日～ 7月11日まで	男女共同参画に関するアンケート調査の実施(対象：中 学生、市民、事業者、教職員、市職員)
平成20年7月31日	平成20年度第2回さぬき市男女共同参画推進協議会 ・アンケート調査経過報告
平成20年9月26日	平成20年度第3回さぬき市男女共同参画推進協議会 ・アンケート結果報告 ・プラン策定の進め方について協議
平成20年12月17日	平成20年度第4回さぬき市男女共同参画推進協議会 ・プラン(案)の検討
平成21年1月29日	平成20年度第5回さぬき市男女共同参画推進協議会 ・プラン(案)の検討
平成21年2月9日	平成20年度第6回さぬき市男女共同参画推進協議会 ・プラン(案)の検討
平成21年3月25日	平成20年度第7回さぬき市男女共同参画推進協議会 ・プラン(案)の検討
平成21年4月23日	平成21年度第1回さぬき市男女共同参画推進協議会 ・プラン(案)の検討
平成21年5月28日	平成21年度第2回さぬき市男女共同参画推進協議会 ・プラン(案)の確認
平成21年6月8日～ 6月26日まで	プラン(案)に関する意見等の照会(各課)
平成21年7月8日～ 7月31日まで	プラン(案)に関する意見募集(パブリック・コメント) の実施

平成21年8月20日	平成21年度第3回さぬき市男女共同参画推進協議会 ・意見募集の結果報告（意見なし） ・プラン（案）の最終確認
平成21年9月1日	さぬき市男女共同参画推進本部会議 ・プラン（案）の承認